

環境計量証明事業登録の手引き

令和8年3月

東京都計量検定所

目 次

I	計量証明事業登録制度の概要	1
1	計量証明事業の登録制度	1
2	計量証明事業の区分	2
3	計量証明事業登録の基準	2
4	計量証明事業登録の欠格事項	4
II	計量証明事業登録の申請	4
1	計量証明事業登録申請書の作成	4
2	計量証明事業登録申請書に添付する書類	5
3	計量証明事業登録申請に係る手数料	6
III	計量証明事業登録の手順	7
1	登録申請書の提出（書類審査）	7
2	登録申請者の事業所における審査（現地確認調査）	7
3	登録及び登録証の交付	7
IV	計量証明事業者としての遵守事項等	8
1	事業規程の作成及び提出	8
2	事業規程の変更届	9
3	登録申請書記載事項の変更届	10
4	特定計量器の使用法の制限	15
5	計量証明検査の受検	15
6	年間事業報告書の提出	20
7	計量証明事業の廃止届	20
8	登録の取り消し等	20
V	計量証明事業者への立入検査の実施	21
1	立入検査の基本事項	21
2	具体的な検査事項	22
VI	その他	22
1	事業登録証の再交付（有料）	22
2	登録簿謄本の交付及び閲覧等（有料）	23
3	登録証明願（有料）	23

4	計量証明検査合格証明願（有料）	23
5	委任状	24
	参考 計量士制度の概要	25
1	計量士	25
2	計量士の区分	25
3	計量士の資格を取得する方法	25
4	計量士の登録等	25
5	登録の欠格事項	25
6	登録の取り消し等	26
	《濃度、音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量証明事業規程》（参考例）	27
	《特定濃度に係る計量証明事業規程》（参考例）	31
	《計量証明用設備一覧表の作成について》	35
1	計量証明用設備一覧表の作成について	35
2	計量証明用設備一覧表に記載不要の一般的な機器等について	35
	《計量証明用設備の機器又は装置の名称》	36
	濃度（大気）に係る設備	36
	特定濃度（大気）に係る設備	37
	濃度（水又は土壌）に係る設備	38
	特定濃度（水又は土壌）に係る設備	39
	音圧レベルに係る設備	40
	振動加速度レベルに係る設備	40
	濃度及び特定濃度（大気）に係る計量証明用設備一覧表（記入例①）	41
	濃度及び特定濃度（水又は土壌）に係る計量証明用設備一覧表（記入例②）	42
	音圧レベルに係る計量証明用設備一覧表（記入例③）	43
	振動加速度レベルに係る計量証明用設備一覧表（記入例④）	43
	《計量証明対象物質の計量方法及び使用する機器・装置一覧の作成について》	44
	計量証明対象物質の計量方法及び機器又は装置一覧の記入例	45
	《様式》	46
	計量証明検査申請書（法様式第15）	46
	定期検査に代わる計量士による検査を行った旨の届出書（法様式第16）	47
	計量証明検査を申請しない旨の届出書（都様式）	48
	事業譲渡証明書（法様式第56）	49
	事業承継同意証明書（法様式第57）	50
	相続証明書（法様式第58）	51
	事業承継証明書（法様式第58の2）	52
	事業廃止届（法様式第59）	53
	計量証明事業登録申請書（法様式第60）	54

計量証明事業登録申請書の記入例	55
登録申請書記載事項変更届（法様式第61）	56
登録申請書記載事項変更届の記入例	57
事業規程届出書（法様式61の2）	58
事業規程変更届出書（法様式第61の3）	59
登録証再交付申請書（法様式第62）	60
計量証明事業登録証紛失届（都様式）	61
登録簿謄本交付（閲覧）請求書（法様式第63）	62
計量証明事業者報告書（法様式第90）	63
計量証明事業概要を作成する際の注意	64
計量証明事業概要（都様式）	65
同意確認書（都様式）	66
登録証明願（都事務手数料条例）	67
計量証明検査合格証明願（都事務手数料条例）	68
計量証明検査合格証明願の記入例	69
改善報告書（都様式）	70
委任状（都様式）	71
環境計量Q&A	72
《手数料、必要書類関係》	75
計量証明検査手数料	75
手数料及び必要書類一覧	76
申請・届出に関する注意事項	79

I 計量証明事業登録制度の概要

1 計量証明事業の登録制度

「計量証明の事業」とは、長さ、質量、面積、体積、熱量、濃度、特定濃度、音圧レベル及び振動加速度レベルに係る物象の状態の量を公に又は業務上他人に一定の事実が真実である旨を表明する事業をいいます。

これらの事業のうち「長さ、質量、面積、体積及び熱量の計量証明」を「一般計量証明事業」、「濃度、特定濃度、音圧レベル及び振動加速度レベルの計量証明」を「環境計量証明事業」といい、便宜上、区別しています。

計量証明の事業を行おうとする者は、物象の状態の量を計量証明する事業の区分に従い、事業所（継続的に、かつ、反復して行う事務所等を含む）ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。〈計量法（以下、法）第107条〉

ただし、国又は地方公共団体が計量証明の事業を行う場合及び次に掲げる他の法律で認可、登録、指定を受けている者は、計量法に基づく事業の登録を受けることなく、当該事業に係る分野の計量証明の事業を行うことができます。

〈計量法施行令（以下、法施行令）第27条〉

- (1) 労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第19条の規定に基づく厚生労働大臣の認可を受けた者（一般財団法人中央労働災害防止協会）
- (2) 下水道事業センター法の一部を改正する法律（昭和50年法律第41号）による改正前の下水道事業センター法（昭和47年法律第41号）第10条第1項の規定に基づく国土交通大臣の認可を受けた者（一般財団法人日本下水道事業団）
- (3) 作業環境測定法（昭和50年法律第28号）第33条の規定に基づく作業環境測定機関
- (4) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第57条の規定に基づく環境大臣の指定を受けた者（指定検査機関）

環境計量証明に係る「物象の状態の量」は次のとおりです。

- ① 大気（大気中に放出される気体を含む）、水又は土壌（水底のたい積物を含む）中の物質の濃度
- ② 音圧レベル（計量単位令別表第2第6号の聴感補正に係るものに限る）
- ③ 振動加速度レベル（計量単位令別表第2第7号の感覚補正に係るものに限る）

〈法施行令第28条〉

ただし、次に掲げるものは該当しません。

- ① 『大気』:「建築物内の空気」
- ② 『水』:「飲料水」
- ③ 『水又は土壌』:「土壌」には、「土壌と一体化していない産業廃棄物」、「肥料」、「鉱物」、「重油」は含まないものとする。
(注)「肥料」、「鉱物」、「重油」各単体の場合は土壌に該当しない。
- ④ 『濃度』:「風速(速さ)」、「温度」、「濁度」、「透視度」、「電気伝導率」、「色度」、「臭気」、「石綿濃度」、「大腸菌群数」

【罰則】

法第107条の規定に違反したときは、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます。
＜法第170条＞

法第170条又は第172条から第175条までの規定（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者がその法人又は人の業務に関して）に違反したときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても法第170条又は第172条から第175条の罰金が科せられます。
＜法第177条＞

2 計量証明事業の区分

計量証明事業のうち、環境に係る区分は以下の4区分です。

- ① 濃度（大気、水又は土壌中の物質の濃度で特定濃度区分のものを除く）
- ② 特定濃度（大気、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度）
- ③ 音圧レベル
- ④ 振動加速度レベル

3 計量証明事業登録の基準

登録を受けるには、次の要件を満たすことが必要です。

＜法第109条、施行令第28条の2、計量法施行規則（以下法施行規則）第40条、第41条、別表第4＞

(1) 計量証明設備の設置

計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置が省令で定める一定の基準（性能、数量等）に適合するものであること。

(2) 環境計量士等（計量管理者）の配置

事業の区分に応じた環境計量士を原則常勤による雇用形態で1名以上計量管理者として配置し、以下の計量管理を実施できる立場におくこと。

- ① 計量器の整備
- ② 計量の正確の保持
- ③ 計量方法の改善
- ④ 適正な計量の実施を確保するために必要な措置

ただし、事業者の諸事情により常勤による雇用が難しい場合、

- ・ 週3日以上の出勤を確認できるものの提示
- ・ 登録事業者との雇用を証明するもの（写し可）の提示
- ・ 計量管理者の本人確認ができるものの提示
- ・ 計量管理者の住所が事業所所在地から著しく離れている場合、計量管理者の通勤状況を確認できるものの提示

の全ての条件を満たす場合、常勤以外でも認めるものとする。なお、計量管理者の変更においても同等に取り扱う。

環境計量士が計量管理者として一人で2つ以上の事業所を受け持つことは原則として認めません。

また、環境計量証明事業にあつては「環境計量士」の代わりに「環境計量士（濃度関係又は騒音・振動関係）の国家試験に合格し、環境計量講習の受講の申請をした後、いまだ受講すべき時期に至っていない者」を計量証明に必要な知識経験を有するものとして配置することができます。 <法施行規則第40条、通商産業省告示第549号>

(3) 特定計量証明認定機関による認定（特定濃度区分のみ）

特定濃度区分で登録する場合、事前に特定計量証明認定機関（以下、認定機関）による認定が必要となります。詳細については独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターにお問い合わせ下さい。

4 計量証明事業登録の欠格事項

次の事項に該当する者は、(法第107条の)登録を受けることができません。

＜法第92条第1項(法第114条準用)＞

- (1) この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- (2) 法第113条の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない者
- (3) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)、(2)に該当するものがある者

II 計量証明事業登録の申請

1 計量証明事業登録申請書の作成

登録を受けようとする者は、下記の事項を記載した「計量証明事業登録申請書(様式第60)」を作成し、当該事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければなりません。

＜法第108条、法施行規則第39条＞

《計量証明事業登録申請書の記載事項》

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 事業の区分(法施行規則第38条、別表第4の第1欄)

※ 濃度区分の場合は、以下の①～③から該当する区分を記載してください。

- ① 濃度(大気中の物質の濃度)
- ② 濃度(水又は土壌中の物質の濃度)
- ③ 濃度(大気、水又は土壌中の物質の濃度)

※ 特定濃度区分の場合は、以下の①～③から該当する区分を記載してください。

- ① 特定濃度(大気中のダイオキシン類の濃度)
- ② 特定濃度(水又は土壌中のダイオキシン類の濃度)
- ③ 特定濃度(大気、水又は土壌中のダイオキシン類の濃度)

- (3) 事業所の所在地
- (4) 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の名称、性能及び数
(法施行規則第40条第1項、別表第4の第2及び3欄、経済産業省告示第175号)
- (5) 計量証明事業に係る業務に従事する環境計量士等(計量管理者)の氏名及び職務

内容（法施行規則第40条第2項及び第3項並びに別表第4の第4欄）

ア 事業区分に応じた環境計量士の氏名及び登録番号又は事業区分に応じた知識経験を有する者の氏名

イ 環境計量士等（計量管理者）の職務内容

2 計量証明事業登録申請書に添付する書類

登録申請書に記載された内容の事実を確認するため、次の書類を添付してください。

《添付書類》

- (1) 履歴事項全部証明書（個人の場合は、住民票）：写し可
（交付の日から概ね6ヶ月以内のもの）
- (2) 計量証明事業概要（計量証明年間予定件数、計量の対象などを記載）
（作成時の注意事項や様式はP. 64-65を参照）
- (3) 計量証明用設備一覧表（設備の名称、型式、数量、器物番号、設置場所等）
（様式や記入例についてはP. 35-43を参照）

※ 計量証明用設備一覧表は事業区分ごとに作成し、複数の事業区分で併用する機器はその旨を記載してください。

また、濃度及び特定濃度区分については、「大気中の物質の濃度」区分と「水又は土壌中の物質の濃度」区分とで別々に作成してください。

- (4) 計量証明用設備のうち特定計量器にあつては、指定検定機関（一般財団法人日本品質保証機構：JQA）が発行する「検定済証」の写し、又は指定製造事業者が発行する「基準適合検査済証」の写し（ただし、ガラス電極式水素イオン濃度検出器は器物番号及び検定証印が確認できる写真）

（注）環境計量証明事業に使用する特定計量器：

騒音計、振動レベル計、大気濃度計、ガラス電極式水素イオン濃度指示計、
ガラス電極式水素イオン濃度検出器

- (5) 特定計量器の取扱説明書の写し（東京都計量検定所から特に指示がない場合は添付不要）
- (6) 計量証明事業に係る計量管理を行う計量士の「計量士登録証」の写し
※計量士の代わりに経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者（環境計量士の国家試験に合格し、環境計量講習の受講の申請をした後、いまだ受講すべき時期に至っていない者）を配置する場合は、環境計量士国家試験の合格証書の写し及び環境計量講習の受講申請書の写しを添付してください。
- (7) 計量士が対象物質の濃度に関する実務に一年以上従事していることを示す書類【特定濃度区分のみ】

- (8) 計量士の雇用関係を証明するもの（社員証の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等）
- ※ 事業者の諸事情により常勤による雇用が難しい場合、以下のものを提示してください。
- ・ 週3日以上の出勤を確認できるもの
 - ・ 登録事業者との雇用を証明するもの（写し可）
 - ・ 計量管理者の本人確認ができるもの
 - ・ 計量管理者の住所が事業所所在地から著しく離れている場合、計量管理者の通勤状況を確認できるもの
- (9) 特定施設設置届出書の写し（都下水道局又は市町村の受付印があるもの）及び受理書の写し【濃度及び特定濃度区分のみ】
- (10) 産業廃棄物処理委託契約書等の写し【濃度・特定濃度区分のみ】
- (11) 計量証明設備の設置（保管）場所及び分析室等の平面図
- (12) 事業所までの案内図（最寄り駅からの略図）
- (13) 特定計量証明認定機関が発行した、法施行規則第49条の5第1項に規定する認定証の写し【特定濃度区分のみ】
- (14) 計量証明対象物質の計量方法及び使用する機器又は装置の一覧表【濃度区分のみ】（様式や記入例はP.44-45を参照）
- (15) 東京都計量検定所のホームページへの計量証明事業者登録情報（事業者名、事業所の所在地、登録区分、登録番号）公開に係る「同意確認書」（様式はP.66を参照）

3 計量証明事業登録申請に係る手数料

登録申請に係る手数料は1件（1事業区分）につき、53,800円です。

<東京都計量法関係手数料条例（以下、都手数料条例）>

Ⅲ 計量証明事業登録の手順

1 登録申請書の提出（書類審査）

必要書類等を提出した後、書類審査を行ったうえで申請書が受理されます。なお、申請書類等の提出の際は、計量管理者の方の同席をお願いします。

《確認事項》

- (1) 登録申請書に必要事項が記載されていること
- (2) 関係書類が添付されていること
- (3) 手数料が納付されていること（都が指定する窓口にて納付していただきます。）

2 登録申請者の事業所における審査（現地確認調査）

申請事業所において、当該事業に係る責任者及び環境計量士等（計量管理者）の立会いのもとに、登録申請書に記載されている事項等について確認を行います。

《確認事項》

- (1) 申請された所在地に事業所が存在すること
- (2) 計量管理者（環境計量士等）の職務及び役割（職務権限等）が明確にされていること
- (3) 計量証明事業の事業区分に沿って届け出た設備（特定計量器その他の器具、機械又は装置）を設置していること
- (4) 計量証明に必要な分析室は分析等を行う十分な広さがあり、明るさ、温度、湿度、振動等の影響がないこと

3 登録及び登録証の交付

書類審査及び現地調査の結果、登録申請書に記載された事項、内容等に相違がないと認められるときは法第107条の登録を行います。

登録された計量証明事業者には、下記の事項を記載した「計量証明事業登録証」を交付します。

＜法施行規則第44条＞

- (1) 登録の年月日及び登録番号
- (2) 氏名又は名称及び住所

- (3) 事業の区分
- (4) 事業所の所在地

なお、申請書の受理から計量証明事業登録証の交付に係る標準処理期間は15日間としています。

1. 登録申請書の提出（書類審査）	・・・・・・・・・・・・・・ 6日
2. 登録申請者の事業所における審査（現地確認調査）	・・・・・・・・・・・・・・ 1日
3. 登録審査	・・・・・・・・・・・・・・ 5日
4. 登録手続き	・・・・・・・・・・・・・・ 2日
5. 交付	・・・・・・・・・・・・・・ 1日
	合計15日

IV 計量証明事業者としての遵守事項等

計量証明事業者は登録を受けてから計量証明事業を行うことができますが、それと同時に事業規程変更届及び登録申請書記載事項変更届等の届出や計量証明検査を受ける等の義務が生じますので、必ず守ってください。

1 事業規程の作成及び提出

計量証明事業の登録を受けた者は、その登録に係る事業の実施方法を規定した「事業規程」を作成し、遅滞なく事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければなりません。
<法第110条>

事業規程は計量証明の適正な実施の確保を図るため、計量証明事業者が自ら定めるものですが、省令で定める事項を記載する必要があります。

（事業規程の例については、濃度、音圧レベル及び振動加速度レベルの事業区分はP.27-30、特定濃度はP.31-34を参照）

事業規程の新規届出は「事業規程届出書（様式第61の2）」を添えて、登録を受けた後、概ね1ヶ月以内、若しくは業務開始前のどちらか早い日までに提出してください。

※ 事業規程は綴じない状態で提出してください。

《事業規程に規定しなければならない事項》

- (1) 計量証明の対象となる分野に関する事項
- (2) 計量証明を実施する組織に関する事項
- (3) 計量証明の基準となる計量の方法に関する事項
- (4) 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の保管、検査及び整備の方法に関する事項
- (5) 計量証明書の発行に関する事項（計量証明書に法第110条の2第1項の標章又は法第121条の3第1項の標章を付す場合は、標章の取扱いに関する事項を含む）
- (6) 計量証明の実施記録及び計量証明書の保存に関する事項
- (7) 計量証明事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱いに関する事項
- (8) (1)～(7)の項目のほか計量証明の事業に関して必要な事項

〈法施行規則第43条〉

なお、各項目の詳細については、別途「事業規程細則」にそれぞれ定めることができます。

※ 「事業規程細則」は法的には提出の義務はありませんが、東京都では事業登録後、概ね3ヶ月以内に提出するようお願いしております。

【罰則】

法第110条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、20万円以下の罰金に処せられます。

〈法第175、177条〉

2 事業規程の変更届

登録を受けた計量証明事業者は、より一層の適正な計量証明事業の推進を図るため、適宜、事業規程の見直しを行う必要があります。

事業規程を改訂（変更）したときは、代表者名による「事業規程変更届出書（様式第61の3）」と、改訂した「事業規程」を遅滞なく提出しなければなりません。（P.59参照）

〈法第110条〉

なお、事業規程の中で変更がよくある項目については、本文中ではなく別紙で扱うことができます。事業規程の別紙で扱うことが多い項目は次のとおりです。

- ・ 組織（責任者（統括管理者）を含む）
- ・ 品質管理者の氏名【特定濃度区分のみ】
- ・ 計量管理者の氏名及び登録番号
- ・ 計量証明用設備一覧表
- ・ 計量証明書の様式

東京都では、別紙扱いにしている箇所だけが変更となる場合、事業規程変更届出書（様式第61の3）の提出は必要ありません。ただし、差し替え用に該当する箇所の別紙を提出してください。

なお、計量管理者の氏名を変更した場合や計量証明用設備を変更した場合（設備の更新等）は、登録申請書記載事項変更届（様式第61）（P.13-14、P.76-78 参照）及び差し替え用に該当する箇所の別紙を提出してください。

また、事業規程細則を変更した場合は、事業規程変更届出書（様式第61の3）の提出は必要ありませんが、変更した箇所が記載されているページを提出するようお願いいたします。担当宛てに電子メールで送付していただくことでもかまいません。

【罰則】

法第110条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、20万円以下の罰金に処せられます。

<法第175、177条>

3 登録申請書記載事項の変更届

登録申請書の記載事項に変更が生じた場合は「登録申請書記載事項変更届（様式第61）」と、変更事項別に必要書類を添えて遅滞なく提出してください。（P.56-57、P.76-78 参照）

<法第62条第1項（法第114条準用）、法施行規則第45条、法施行規則第31条第2項（法施行規則第49条準用）>

（1）登録証の訂正が必要となる変更事項（有料）

以下のア～エの項目を変更する場合は、「計量証明事業登録証」（以下、登録証）の書換えが必要になります。この場合、「登録申請書記載事項変更届」、保有している「登録証」の原本（変更する事業区分に係わるもの）及び変更事項に応じた「添付書類」を提出してください。申請受理後に登録証の訂正を行います。

手数料は、1件（1事業区分）につき1,750円です。

<都手数料条例>

ア 氏名又は名称、住所

《添付書類》

- ・履歴事項全部証明書（個人の場合は、住民票）：写し可
- ・計量証明書の様式（事業規程の別紙にあるもの）

※ 氏名又は名称が変更になった場合は、別途「事業規程変更届出書」を提出してください（事業規程本文に氏名又は名称が記載されているため）。

イ 事業所の所在地

《添付書類》

- ・計量証明事業概要（様式はP. 64-65を参照）
- ・計量証明書の様式（事業規程の別紙にあるもの）
- ・特定施設設置届出書の写し（都下水道局又は市町村の受付印があるもの）及び受理書の写し【濃度及び特定濃度区分のみ】
- ・計量証明用設備の設置（保管）場所及び分析室等の平面図
- ・事業所までの案内図（最寄り駅からの略図）

※ 濃度及び特定濃度区分で登録している事業者について、事業所の所在地が変更になった場合は現地調査を実施することがあります。

※ 住所及び事業所の所在地の変更が「住居表示変更」による場合は、手数料は不要です。ただし、住居表示による変更であることがわかるもの（住居表示実施証明書等）が必要です。

ウ 事業の区分【濃度及び特定濃度区分のみ】

濃度及び特定濃度区分の場合、計量証明事業登録証の事業の区分の欄に括弧書きにより「大気、水又は土壌中の～」のように記載されています。この括弧書きの内容を変更する場合には、「登録申請書記載事項変更届」が必要になります。

※ 併せて、「事業規程変更届出書」と設備変更に関する「登録申請書記載事項変更届」を提出してください。

※ 事業の区分を追加する場合には、現地調査を実施することがあります。

《添付書類》

- ・計量証明事業概要（様式は P. 64-65 を参照）
- ・計量証明用設備一覧表（設備の名称、型式、数量、器物番号、設置場所等）
（様式や記入例については P. 35-43 を参照）
- ・計量証明用設備の設置（保管）場所及び分析室の平面図
- ・認定証の写し【特定濃度区分のみ】

エ 事業承継による氏名又は名称、住所、事業所の所在地の変更

（ア） 譲渡による承継

《添付書類》

- ・事業譲渡証明書（様式第 5 6）（P. 49）
- ・履歴事項全部証明書（譲受者が法人の場合）：原本
- ・住民票（譲受者が個人の場合）：写し可

（イ） 相続による承継

《添付書類》

- ・以下の①か②の証明書の内、いずれか一方
 - ① 事業承継同意証明書（様式第 5 7）：原本
（相続人が 2 人以上の相続人全員の同意により選定された場合）（P. 50）
 - ② 相続証明書（様式第 5 8）：原本
（相続人が①の相続人以外の場合）（P. 51）
- ・戸籍謄本：原本
- ・住民票：写し可

（ウ） 合併による承継

《添付書類》

- ・履歴事項全部証明書：原本

（エ） 分割による承継

《添付書類》

- ・事業承継証明書（様式第 5 8 の 2）（P. 52）
- ・履歴事項全部証明書：原本

※ 事業承継により氏名又は名称が変更になった場合は、別途「事業規程変更届出書」を提出してください（事業規程本文に氏名又は名称が記載されているため。）。

（２）登録証の訂正が不要な変更（無料）

以下の項目を変更する場合、登録証記載事項変更届及び必要な添付書類を提出してください。

なお、手数料は無料です。

ア 代表者

《添付書類》

- ・履歴事項全部証明書：写し可
- ・委任状【委任状を提出している事業者のみ】

イ 計量管理者（環境計量士等）

《添付書類》

- ・計量士登録証の写し

※計量士の代わりに経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者（環境計量士の国家試験に合格し、環境計量講習の受講の申請をした後、いまだ受講すべき時期に至っていない者）を配置する場合は、環境計量士国家試験の合格証書の写し及び環境計量講習の受講申請書の写しを添付してください。

- ・計量士が対象物質の濃度に関する実務に一年以上従事していることを示す書類【特定濃度区分のみ】

・計量士の雇用関係を証明するもの（社員証の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等）

※ 事業者の諸事情により常勤による雇用が難しい場合は、以下のものを提示してください。

- ・週3日以上の出勤を確認できるもの
- ・登録事業者との雇用を証明するもの（写し可）
- ・計量管理者の本人確認ができるもの
- ・計量管理者の住所が事業所所在地から著しく離れている場合、計量管理者の通勤状況を確認できるもの
- ・事業規程の別紙（事業規程の別紙に計量管理者名を記載している場合）

※ 事業規程本文に計量管理者名を記載している場合は、別途「事業規程変更届出書」を提出してください。

ウ 計量証明用設備

《添付書類》

- ・計量証明用設備一覧表（事業規程の別紙一覧表、必要な場合は、新旧対照表）
（様式、記入例は P.35-43 参照）
- ・特定計量器の場合は、指定検定機関（一般財団法人 日本品質保証機構：JQA）が発行する「検定済証」の写し、又は指定製造事業者が発行する「基準適合検査済証」の写し（ただし、ガラス電極式水素イオン濃度検出器は器物番号及び検定証印が確認できる写真）
- ・特定計量器の取扱説明書の写し（東京都計量検定所から特に指示がない場合は添付不要）

※騒音計のマイクロホン、振動レベル計の振動ピックアップを交換した場合も登録申請書記載事項変更届を提出する必要があります。

【罰則】

法第62条第1項（法第114条準用）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、20万円以下の過料に処せられます。 <法第178条>

- ※ 登録申請書記載事項変更届は、変更後概ね1ヶ月以内に提出してください。
- ※ P.57 に記載例を掲載しておりますので合わせてご確認ください。

☆ 『適合命令』

都道府県知事は計量証明事業者が登録の基準（物的要件や人的要件など）である法第109条各号に適合しなくなると認めるときは、これらの規定に適合するために必要な措置をとるよう命ずることができます。 <法第111条>

【罰則】

法第111条の規定による命令に違反したときは、50万円以下の罰金に処せられます。 <法第173、177条>

4 特定計量器の使用法の制限

濃度計（酒精度浮ひょうを除く）については、取引又は証明における法定計量単位による計量に使用する時は、値付けをされた標準物質により調整をして使用する必要があります。
＜法第18条、法施行令第9条、別表第2、法施行規則第3条＞

(1) 大気濃度計

ジルコニア式酸素濃度計などの大気濃度計については、法施行規則第3条第1項第1号に規定されている標準物質（JCSSマーク付き）を使用すること。

(2) ガラス電極式水素イオン濃度計（指示計及び検出器）

ガラス電極式水素イオン濃度計は、法施行規則第3条第1項第2号に規定されている標準物質（JCSSマーク付）を使用すること。

【罰則】

法第18条の規定に違反したときは、50万円以下の罰金に処せられます。

＜法第173、177条＞

5 計量証明検査の受検

(1) 計量証明検査

計量証明事業者は、計量証明に使用する設備のうち政令で定める特定計量器について、登録を受けた日から3年の検査周期ごとに都道府県知事が行う計量証明検査を受けなければなりません。
＜法第116条、法施行令第29条、別表第5＞

【罰則】

法第116条の規定に違反したときは、6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます。

＜法第172、177条＞

(2) 計量証明検査の対象計量器

以下の特定計量器が対象となります。

《検査対象となる特定計量器》

- ・普通騒音計及び精密騒音計（以下、騒音計）
- ・振動レベル計
- ・ガラス電極式水素イオン濃度指示計（以下、pH指示計）
- ・以下の大気濃度計（最高濃度：測定できる最高の濃度）
 - ・ジルコニア式酸素濃度計（最高濃度が5 vol%以上25 vol%以下のもの）
 - ・磁気式酸素濃度計（最高濃度が5 vol%以上25 vol%以下）
 - ・溶液導電率式二酸化硫黄濃度計（最高濃度が50 vol ppm以上のもの）
 - ・紫外線式二酸化硫黄濃度計（最高濃度が50 vol ppm以上のもの）
 - ・紫外線式窒素酸化物濃度計（最高濃度が25 vol ppm以上のもの）
 - ・非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計
 - ・非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計
 - ・非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計（最小目量が100 vol ppm未満のもの及び最小目量が100 vol ppm以上200 vol ppm未満のもので最高濃度が5 vol%未満のもの）
 - ・化学発光式窒素酸化物濃度計（最高濃度が25 vol ppm以上のもの）

(3) 計量証明検査の概要

ア 日程について

現在、東京都では以下の日程で計量証明検査を行っています。ただし、検査対象の器物数によって検査の開始及び終了時期が変更になることがあります。

《計量証明検査の年間スケジュール》

騒音計：5月～8月

振動レベル計：9月～10月

大気濃度計：11月～12月

pH指示計：1月～2月

計量証明検査に係る標準処理期間は10日間としています。

受付及び書類審査	・・・・・・・・・・・・・・	1日
特定計量器検定検査規則に基づく検査	・・・・・・・・・・・・・・	5日
合否判定	・・・・・・・・・・・・・・	1日
検査書類処理	・・・・・・・・・・・・・・	2日
返却	・・・・・・・・・・・・・・	1日
		合計10日

なお、検査の進捗によって、返却までの日程が短縮されることもあります。

検査対象となる事業所及び器物が多いため、検査対象器物を登録している事業所には事前に申請日を通知します。指定された日に持ち込めない場合は事前にご連絡ください。

なお、大気濃度計の検査は、有害ガスを使用することから、令和2年度から東京都計量検定所における計量証明検査を中止しています。計量証明検査に代わる計量士による検査（代検査）を受検してください。

受付場所及び時間は以下の通りです。

① 受付場所

東京都計量検定所 1階 環境計量器検査室

② 受付時間

9：30～11：30、13：00～16：00

イ 申請について

申請に際しては、以下のものがが必要です。

- ・計量証明検査申請書（様式第15）（P.46参照）
- ・検査器物
- ・電源コード若しくは乾電池（器物の電源用）
- ・取扱説明書、接続コード、その他付属品（必要に応じて）
- ・最新の検定済証（又は指定製造事業者が発行する基準適合検査済証）の写し
- ・ガラス電極式水素イオン濃度指示計の計量証明検査については、計量証明用設備として登録しているガラス電極式水素イオン濃度検出器の写真（器物番号及び検定証印が確認できる写真）

手数料は都が指定する窓口にて納付していただきます。納付の際、手数料が高額となるため振込みにより手数料を納付したい場合は、担当にお問い合わせください。なお、手数料額についてはP.75を参照してください。

※ 手数料の納付は器物確認後となりますので、手数料を納付する前に受付におこしください。

ウ 注意事項

検査に持ち込む前に必ず計量器のチェックを行い、問題なく動作することを確認してください。

《主なチェック事項》

- ・ 計量証明用設備として登録されている特定計量器かどうか
- ・ 器物番号、マイクロホン番号（騒音計）、ピックアップ番号（振動レベル計）が変更になっていないか
- ・ 検定有効期間内であるかどうか
- ・ 電源が入るかどうか
- ・ キャリブレーションがとれるかどうか
- ・ 電源コード、信号出力コードなど付属品類はあるかどうか
- ・ 電池を使用している場合、電池が切れていないか、液漏れしていないかどうか

（４） 計量証明検査に代わる計量士による検査（代検査）

計量証明検査を受けなければならない特定計量器であって、その特定計量器の種類に応じた計量士が計量証明検査を行う前の１年以内の期間に検査を行い、計量証明事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出たときは、当該特定計量器については、計量証明検査を受けることを要しません。

＜法第１２０条、特定計量器検定検査規則第６２条＞

計量証明検査に代わる計量士による検査（以下、代検査）を受検するにあたっては、検査対象となる事業所及び器物が多いため、東京都計量検定所が検査日程を事前調整し、申請期間を通知します。

また、代検査を受検した後は、以下の書類を届け出てください。

《届出書類》

- ・ 定期検査に代わる計量士による検査を行った旨の届出書（様式第１６）
(P.47 参照)
- ・ 計量士が発行する証明書（特定計量器検定検査規則 様式第１７）の原本
※不合格の場合は不合格票
- ・ 最新の検定済証（又は指定製造事業者が発行する基準適合検査済証）の写し
- ・ ガラス電極式水素イオン濃度指示計の計量証明検査については、計量証明用設備として登録しているガラス電極式水素イオン濃度検出器の写真（器物番号及び検定証印が確認できる写真）

なお、環境計量関係にあつては、代検査にあたって、基準器以外に高度の検査設備と検査技術を必要とすること並びに標準ガス及び標準液等の化学標準物質の取扱いについて実務上困難な面を有することなどから、諸条件が整うまでの間は、指定検定機関である一般財団法人日本品質保証機構に所属する環境計量士が都道府県の指導の下で行っている代検査以外は認めていません。

(5) 計量証明検査を受けることを要しない器物について

検定等を受けて合格した年月の翌月1日から起算して6月を経過しないものは計量証明検査を受けることを要しません。

〈法第116条第1項第1号、法施行令第29条第2項及び別表第5〉

※ 検定等：「検定及び基準適合検査（指定製造事業者が自社で製造した器物について、検定の代わりとして行う検査）」のことを指します。

※ 検定等合格月の確認方法

ア 検定済証がついている器物の場合

上段にある「検定日」欄で確認してください。

イ 基準適合検査済証がついている器物の場合

上段にある「検査日」欄で確認してください。

計量証明検査を受けることを要しない期間に該当する器物については、以下の書類を、計量証明検査を受検すべき月に提出してください。

《届出書類》

- ・計量証明検査を申請しない旨の届出書（都様式）（P.48参照）
- ・最新の検定済証（又は指定製造事業者が発行する基準適合検査済証）の写し
- ・ガラス電極式水素イオン濃度指示計の計量証明検査については、計量証明用設備として登録しているガラス電極式水素イオン濃度検出器の写真（器物番号及び検定証印が確認できる写真）

※ガラス電極式水素イオン濃度検出器の写真は、計量証明検査の申請、代検査の届出において提出済の場合は不要です。

届出の受理と引き替えに「次回検査時期周知用シール」を渡しますので、該当する器物に貼付してください。

また、郵送で届出をする場合は、シールを送付できる料金の切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。

6 年間事業報告書の提出

計量証明事業者は、発行した「計量証明件数」の報告を4月に始まる毎年度毎に作成し、計量証明事業者報告書（様式第90）（P.63参照）により年度終了後30日以内に都道府県知事に提出しなければなりません。

＜法施行規則第96条＞

7 計量証明事業の廃止届

計量証明事業者がその登録に係る事業を廃止したとき、又は登録した都道府県知事の管轄する地域から他の道府県へ移転したときは、その効力を失います。

＜法第112条＞

計量証明事業者がその登録に係る事業を廃止したときは、遅滞なく以下の書類を提出しなければなりません。また、事業所を他の道府県に移転するときも同様に提出してください。

- ・事業廃止届（様式第59）（P.53参照）
- ・登録証の原本（紛失した場合は、「計量証明事業登録証紛失届」（都様式）（P.61参照））
- ・計量証明事業者報告書（様式第90）（P.63参照）

＜法第65条（法第114条準用）、法施行規則第47条＞

【罰則】

法第65条（法第114条準用）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは10万円以下の過料に処せられます。

＜法第180条＞

8 登録の取り消し等

計量証明事業者が下記の事項に該当するときは、登録の取り消し、又は1年以内の期間事業を停止させられることがあります。

＜法第113条＞

- (1) 登録申請書記載事項変更の届出（法第62条第1項（法第114条準用）又は計量証明検査（法第116条）に違反した場合
- (2) 計量法又は計量法に基づく命令の規定に違反（法第92条第1項第1号又は第3号（法第114条準用））したとき

- (3) 事業規程の変更命令（法第110条第2項）又は登録の基準に対する適合命令（法第111条）に違反したとき
- (4) 事業規程変更の届出（法第110条第1項）を実施していないと認めるとき
- (5) 前各号に規定する場合のほか、計量証明の事業について不正の行為をしたとき
- (6) 不正の手段により登録を受けたとき

【罰則】

法第113条に違反したときは、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます。

＜法第170、177条＞

V 計量証明事業者への立入検査の実施

経済産業大臣又は都道府県知事若しくは特定市町村の長は、計量法の施行に必要な限度において、計量証明事業の登録を受けた事業所等に立ち入り、計量証明事業に係る計量器、計量器の検査のための器具、機械若しくは装置、帳簿、書類その他の物件等を検査することができます。

＜法第148条＞

【罰則】

法第148条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、20万円以下の罰金に処せられます。

＜法第175、177条＞

立入検査の周期は、環境計量証明事業者に対して数年に一回、登録している事業区分及び事業所ごとに実施します。

立入検査の内容は、計量証明事業に係る登録の基準が守られているか、並びに届け出ている「事業規程」に基づいて事業が適正に運営されているかを、計量証明に使用する設備等及び規程（細則を含む）、計量の記録に関する帳簿、書類等により検査します。

1 立入検査の基本事項

- (1) 計量証明事業者は、計量証明事業を行うにあたって必要となる手続等を事業規程及び細則によって文書化していることを原則とします。

- (2) 計量証明事業者は、計量証明用設備の校正・点検等の結果、計量計測の測定値を含めて、結果はすべて文書で保存することを原則とします。
- (3) 立入検査の結果、指摘事項があった場合は原則として文書（改善指示書等）をもって改善を求めます。当該事業者には、指摘事項について必要な措置に対する改善状況を「改善報告書（都様式）」(P. 70 参照) で提出してもらいます。

2 具体的な検査事項

- (1) 総括的事項では、計量証明事業者が適正に事業を運営できる状態に体制が整備されているかを下記の項目に重点を置き検査、確認します。
- ① 環境計量士が計量管理者として責任を果たせるか
 - ② 事業規程類が実態に合わせて適正に整備されているか
 - ③ 技術の向上、維持に努めているか
 - ④ 受注から分析又は計測、証明書の発行等の各工程が適正におこなわれるよう努めているか
 - ⑤ その他必要と認められる事項
- (2) 個別的事項では、計量証明事業の具体的実施状況を下記の事項に重点を置き検査、確認します。
- ① 計量証明用設備を適正に管理しているか
 - ② 計量の方法は適正か
 - ③ 計量証明書の作成、記載内容は適正か
 - ④ 数値の管理は適正か

VI その他

1 事業登録証の再交付（有料）

交付された登録証を汚し、損じ又は失ったときは、以下の書類を登録した都道府県知事に提出することにより再交付を受けることができます。

なお、手数料は1区分（登録証1枚）につき1, 750円です。

<都手数料条例>

《必要な書類》

- ・登録証再交付申請書（様式第62）(P. 60 参照)
- ・登録証（紛失した場合は、「計量証明事業登録証紛失届」（都様式）(P. 61 参照)）

<法施行規則第46条>

2 登録簿謄本の交付及び閲覧等（有料）

計量証明事業者が登録をした内容について、登録を受け付けた都道府県では下記の事項を記載した登録簿を備えています。 <法施行規則第42条>

- (1) 登録年月日及び登録番号
- (2) 法第108条（登録の申請）で規定する事項
- (3) 事業規程の変更命令又は適合命令をしたときは、その命令の内容
- (4) 法第113条により事業の停止を命じたときは、その理由及び期間
- (5) 特定濃度の事業区分にあつては、特定計量証明事業の認定（法第121条の2）又は認定の更新（法第121条の4）を受けた年月日及び認定番号

登録簿の謄本の交付又は閲覧は、登録した都道府県知事へ「登録簿謄本交付（閲覧）請求書（様式第63）」を提出することにより、請求することができます。

<法施行規則第48条>

謄本の交付は1件につき手数料760円、閲覧は1区分につき手数料370円が必要です。 <都手数料条例>

3 登録証明願（有料）

都では、計量証明事業に係る「登録証明願いへの奥書証明」の交付を行っています。奥書証明の交付は1件につき手数料400円が必要です。 <東京都事務手数料条例>

証明内容は登録申請書記載事項の範囲に限ります。

登録証明願の様式は特に定めはありませんが、別添の「登録証明願」の様式（P.67参照）を参考にしてください。なお、申請時には、必要枚数にプラス1枚を作成し、請求してください。

必要枚数が多い時（20枚以上）は、即日交付できないことがあります。また、計量検定所に来所して申請する場合には、必ず電話等で事前予約をお願いします。

4 計量証明検査合格証明願（有料）

都では、計量証明事業に係る「計量証明検査合格証明願への奥書証明」の交付を行っています。奥書証明の交付は1件につき手数料400円が必要です。

<東京都事務手数料条例>

証明書交付は検査を受け合格した特定計量器に対して、計量証明検査合格日から起算して1ヶ月以内に限りです。

計量証明検査合格証明願の様式は特に定めはありませんが、別添の「計量証明検査合格証明願」の様式（P. 68 参照）を参考にしてください。記載事項等は 記入例（P. 69）を参考にしてください。なお、申請時には、必要枚数にプラス1枚を作成し、請求してください。

5 委任状

法人の場合、代表者から△△工場長等へ申請又は届出等を代行する者を「委任状」（都様式）（P. 71 参照）により、あらかじめ決めておくことができます。

この場合、「委任状」は「△△工場長〇〇××」のように個人に対して委任するよりも、「△△工場の工場長の職にある者」のように役職に対して委任することをお勧めしています。役職に対して委任した場合、工場長が代わる度に委任状を提出する必要がなく、役職名が変わらない限り再提出は不要となります。

ただし、委任をする代表者が変更になった場合は、登録申請書記載事項変更届による代表者の変更と合わせて委任状を提出してください。

参考 計量士制度の概要

1 計量士

計量士とは、計量器の検査その他の計量管理を的確に行うために必要な知識経験を有する者であって、計量士の区分ごとに経済産業大臣の登録を受けた者をいいます。

＜法第122条＞

2 計量士の区分

計量士の区分は濃度に係る計量士「環境計量士（濃度関係）」と音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量士「環境計量士（騒音・振動関係）」並びにそれ以外の物象の状態の量に係る計量士「一般計量士」に分かれます。

＜法施行規則第50条＞

3 計量士の資格を取得する方法

計量士の資格は、計量士国家試験による方法又は計量士資格認定による方法により、取得することができます。

＜法第122条第2項＞

4 計量士の登録等

計量士の登録を受けようとする者は「計量士登録申請書（様式第66）」を添えて、住所又は勤務地を管轄する都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出します。

＜法施行規則第54条＞

なお、都の場合、登録については東京都計量検定所管理指導課指導担当で受付けています。

5 登録の欠格事項

次の事項に該当する者は、計量士の登録を受けることができません。

＜法第122条第3項＞

- (1) この法律又はこの法律に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- (2) 法第123条の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない者

6 登録の取り消し等

計量士が下記の事項に該当するときは、登録の取り消し、又は1年以内の期間にわたって計量士の名称の使用を停止させられることもありますので、注意してください。

<法第123条>

- (1) この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反したとき
- (2) 特定計量器の検査の業務について不正の行為をしたとき
- (3) 不正な手段により登録を受けたとき

【罰則】

法第123条の規定による命令に違反したときは、50万円以下の罰金に処せられます。

<法第173、177条>

※ 計量士制度及び登録についての問い合わせ先

東京都計量検定所 管理指導課指導担当 (TEL:03-5617-6635)

《濃度、音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量証明事業規程》（参考例）

（注）制定・改訂履歴は本文の最後においてもよい。

〇〇年〇月〇日制定
××年×月×日改訂

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、計量法第110条の規定に基づき、〇〇社〇〇事業所（以下「当事業所」という。）が、濃度、音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量証明の事業を公正かつ円滑に行うために必要な事項を定め、もって計量証明事業の適正化を図ることを目的とする。

（計量証明事業の対象となる分野）

第2条 計量証明の対象となる分野は、次のとおりとし、物質名等は別途細則で定める。

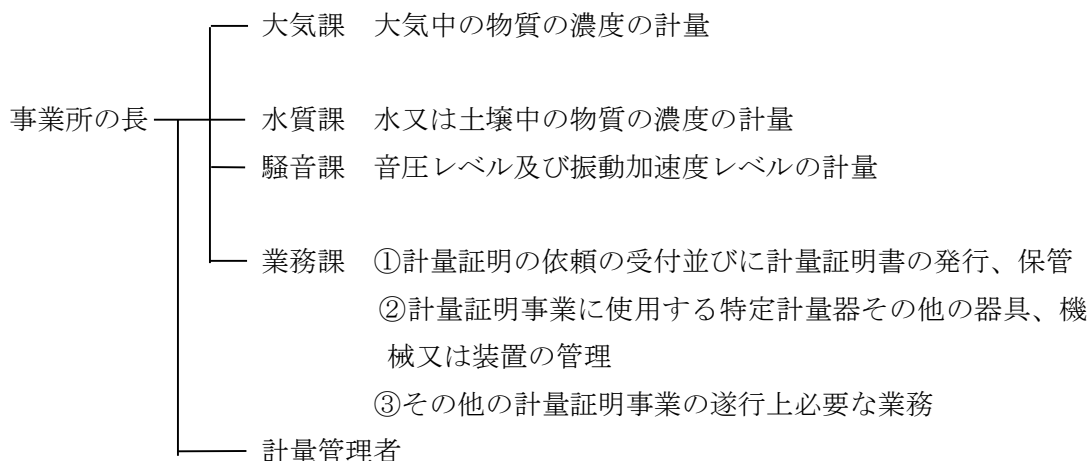
- （1）大気中の物質の濃度（特定濃度の区分に係るものを除く）
- （2）水又は土壌中の物質の濃度（特定濃度の区分に係るものを除く）
- （3）音圧レベル
- （4）振動加速度レベル

第2章 組織

（計量証明を実施する組織）

第3条 計量証明を実施する組織及び分掌は次のとおりとする。（又は別紙〇×のとおり）

（1）組織



（2）責任者は、事業所の長（注：役職名のみを記載）とし、計量証明の事業を統括する。

（3）計量管理者

イ 計量管理者の氏名

（イ）濃度区分

環境計量士（濃度）

〇〇〇〇（登録番号） 又は別紙〇×のとおり

（ロ）音圧レベル、振動加速度レベル区分

環境計量士（騒音、振動）

〇〇〇〇（登録番号） 又は別紙〇×のとおり

ロ 計量管理者の職務

計量管理者は、当事業所が行う計量証明事業全般にわたり、計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置（以下「計量証明用設備」という。）の保管、検査及び整備並びに計量方法の選定、計量方法の改善、計量方法の指導、計量結果の確認その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずること（以下「計量管理」という。）の責任と権限を有する。

第3章 計量証明用設備の保管、検査及び整備

（計量証明用設備）

第4条 計量証明用設備は次の基準に適合するものとする。

（1）計量証明用設備であって、検定対象であるものについては、検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付されているものとする。

（2）（1）に掲げるもの以外の計量証明用設備については、当該事業を適確に遂行するに足りるものとする。

2 計量証明用設備の名称、性能、仕様及び数量は別紙〇×のとおりとする。

3 別紙〇×に掲げる計量証明用設備については、別途細則に定める設備管理台帳を備えて管理するものとする。

（設置及び保管）

第5条 計量証明用設備は、その性能を保持するため、必要な事項について細則で定める方法により設置、保管するものとする。

（検査及び整備）

第6条 計量証明用設備は、その使用に支障がないように常に整備を行い、かつ、定期的に検査を行うものとする。

2 計量証明に使用する濃度計は、計量法施行規則第3条の規定により目盛を調整して使用するものとし、その標準物質が計量法第143条に基づき登録を受けた者から供給されるものがある場合はこれを使用する。

第4章 計量証明の基準となる計量の方法

（計量の方法）

第7条 計量証明の基準となる計量の方法は、関係法令、日本工業規格等、国の定める方法によるものとし、その方法を記載した文書を常に備えておくものとする。

- 2 前項の定めがないもの又は前項の方法で測定できないものにあつては、計量管理者があらかじめ定めた適正な方法によるものとし、その方法を細則に定め保存しておくものとする。

第5章 計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱い

(外注等)

第8条 計量証明の事業の工程において、当事業所が実施能力を有する工程であつて、かつ、当事業所の長が必要と認めた場合、当該工程の一部を当事業所以外の者に行わせること（以下「外注等」という。）が出来る。

(外注等を行う工程の計量管理)

第9条 計量証明事業の工程の一部を外注等により行う場合、計量管理者は外注等を行わせる者の適格性について確認することとし、その選定方法、実施能力の確認方法及び確認体制については別途細則に定める。

第6章 計量証明書の発行

(発行の方法)

第10条 計量証明は、計量証明書を発行することによって行うものとし、計量証明書には次の事項を記載し、計量管理者及び事業者が押印する。なお、様式については、別紙〇×のとおりとする。

ただし、顧客等との間で書面等による承諾を得ている場合に限り、電子文書の発行によって計量結果の表明を行うものとし、計量管理者及び事業者の押印に代わって、事業者から計量証明書の発行に関して委任を受けた計量管理者の電子署名を付与することとし、発行の方法は別途細則に定める。

- (1) 計量証明書である旨の表記
- (2) 計量証明書の発行番号及び発行年月日
- (3) 計量証明書を発行した計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
- (4) 計量証明を行った事業所の名称、所在地及び登録番号
- (5) 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名（及び登録番号）
- (6) 依頼者名
- (7) 計量の対象
- (8) 計量の方法
- (9) 計量の結果
- (10) 当事業所が計量証明の事業の工程の一部を外部に行かせた場合にあつては次に掲げる事項
 - イ 当該工程の具体的内容
 - ロ 当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地
- (11) その他必要な事項（試料の由来等）

2 計量法第110条の2第1項の標章を付す場合は、下記のとおりとする。

(1) 標章を付す場所は〇〇の位置（または別紙で示す場所）とする

(2) 標章に関する取扱い事項は細則で定める

※事項の例 一部の証明書に標章を付さない場合はそれに関する規定等

第7章 計量の記録の保存

(計量の記録及び保存期間)

第11条 計量の結果はすべてを記録しておくものとし、その保存期間は2年以上とする。

なお、電子媒体により保存を行うものについては、保存方法、改ざん防止、アクセス制限の設定及びバックアップに関する事項等を別途細則に定める。

(計量証明書の保存)

第12条 計量証明書の発行に当たっては、写しをとるものとし、その保存期間は7年以上とする。

なお、電子媒体により保存を行うものについては、保存方法、改ざん防止、アクセス制限の設定及びバックアップに関する事項等を別途細則に定める。

第8章 社会的責任

(社会的責任の保持)

第13条 当事業所は、計量証明事業者として社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、その計量の結果のみに基づき適正な計量証明を実施するものとし、実施に際し、業務上知り得た秘密を他に漏らすことのないように努めるとともに、いやしくも虚偽の計量証明と誤認されるような行為は一切行わない。

2 当事業所は、第2条に掲げる分野に係る濃度、音圧レベル、振動加速度レベルの計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進等を図るため、環境計量証明事業者の団体等が開催する各種の研修会及び共同実験等に積極的に参加するものとする。

3 当事業所は、別途細則に定める様式により事業を担当する技術者の経歴及び上記研修会等の参加記録を保存するものとする。

(その他)

第14条 その他の計量証明の事業に関し、必要な事項は別途細則に定める。

※ 第10条に記載されている「ただし、顧客等との間で・・・発行の方法は別途細則に定める。」の一文は、電子文書の発行を実施する事業者のみ記載が必要な事項となります。

※ 第11条及び12条に記載されている「なお、電子媒体により・・・を別途細則に定める。」の一文は電子媒体による保存を実施する事業者のみ記載が必要な事項となります。

《特定濃度に係る計量証明事業規程》(参考例)

(注) 制定・改訂履歴は本文の最後においてもよい。

〇〇年〇月〇日制定
××年×月×日改訂

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、計量法第110条の規定に基づき、〇〇社〇〇事業所(以下「当事業所」という。)が、特定濃度に係る計量証明の事業(以下「特定計量証明事業」という。)を公正かつ円滑に行うために必要な事項を定め、もって特定計量証明事業の適正化を図ることを目的とする。

(特定計量証明事業の対象となる分野)

第2条 計量証明の対象となる分野は、次のとおりとする。

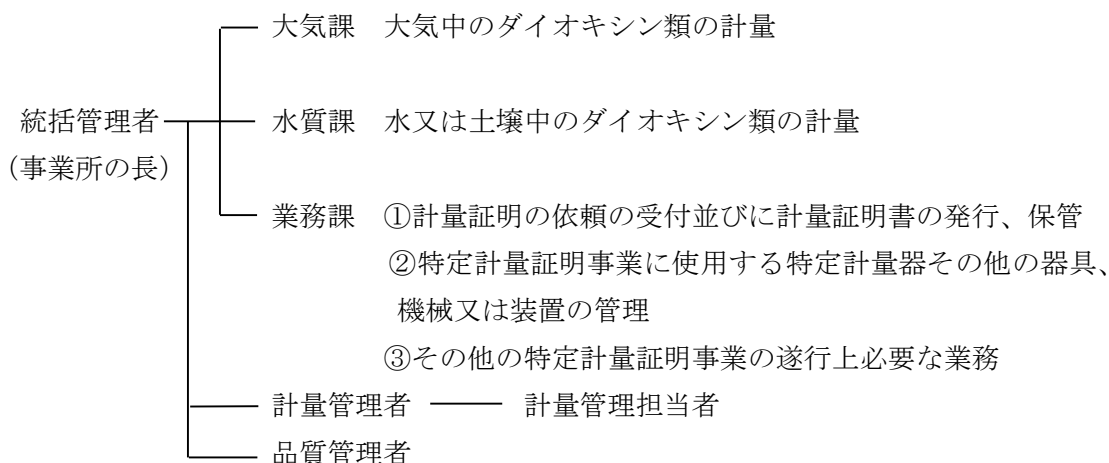
- (1) 大気中のダイオキシン類の濃度
- (2) 水又は土壌中のダイオキシン類の濃度

第2章 組織

(特定計量証明事業を実施する組織)

第3条 特定計量証明事業を実施する組織及び分掌は次のとおりとする。(又は別紙〇×のとおり)

(1) 組織



(2) 統括管理者(事業所の長 注: 役職のみ記載)は、特定計量証明の事業を統括する。

(3) 計量管理者

イ 計量管理者の氏名

環境計量士

〇〇〇〇(登録番号)(又は別紙〇×のとおり)

ロ 計量管理者の職務

計量管理者は、当事業所が行う特定計量証明事業全般にわたり、特定計量証明事業に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置及び標準物質（以下「計量証明用設備」という。）の保管、検査及び整備並びに計量方法の選定、計量方法の改善、計量方法の指導、計量結果の確認その他適正な計量証明の実施を確保するために必要な措置を講ずること（以下「計量管理」という。）の責任と権限を有する。

(4) 品質管理者

品質管理者は、〇〇〇〇（又は別紙〇×のとおり）とし、当事業所が行う特定計量証明事業の品質管理及び内部監査の実施について責任と権限を有する。

第3章 計量証明用設備の保管、検査及び整備

(計量証明用設備)

第4条 計量証明用設備は次の基準に適合するものとする。

(1) 計量証明用設備であって、検定対象であるものについては、検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」という。）が付されているものとする。

(2) (1) に掲げるもの以外の計量証明用設備については、当該事業を適確に遂行するに足りるものとする。

2 計量証明用設備の名称、性能、仕様及び数量は別紙〇×のとおりとする。

3 別紙〇×に掲げる計量証明用設備については、別途細則に定める設備管理台帳を備えて管理するものとする。

(設置及び保管)

第5条 計量証明用設備は、その性能を保持するため、温度、湿度、振動、じんあい、光その他の影響の少ない場所に保管するものとする。

(検査及び整備)

第6条 計量証明用設備は、別途細則により設備の種類ごとに定められた方法により、その使用に支障がないように常に整備を行い、かつ、定期的に検査を行うものとする。

2 計量証明に使用する濃度計は、計量法施行規則第3条の規定により目盛を調整して使用するものとし、その標準物質が計量法第143条に基づき登録を受けた者から供給されるものがある場合はこれを使用する。

第4章 特定計量証明の基準となる計量の方法

(計量の方法)

第7条 計量証明の基準となる計量の方法は、関係法令、日本工業規格等国の定める方法によるものとし、その方法を記載した文書を常に備えておくものとする。

2 前項の定めがないもの又は前項の方法で測定できないものにあつては、認定機関の承諾を得た適切な方法によるものとし、その方法を細則に定め保存しておくものとする。

第5章 特定計量証明の事業の工程の一部を外部の者に行わせる場合の取扱い
(外注等)

第8条 特定計量証明の事業の工程において、当事業所が実施能力を有する工程であって、かつ、当事業所の長が必要と認めた場合、当該工程の一部を当事業所以外の者に行わせること（以下「外注等」という。）が出来る。

(外注等を行う工程の計量管理)

第9条 特定計量証明事業の工程の一部を外注等により行う場合の必要な事項は別途細則に定める。

第6章 計量証明書の発行
(発行の方法)

第10条 特定計量証明は、計量証明書を発行することによって行うものとし、計量証明書には次の事項を記載し、計量管理者及び事業者が押印する。様式は別紙〇×のとおりとする。

ただし、顧客等との間で書面等による承諾を得ている場合に限り、電子文書の発行によって計量結果の表明を行うものとし、計量管理者及び事業者の押印に代わって、事業者から計量証明書の発行に関して委任を受けた計量管理者の電子署名を付与することとし、発行の方法は別途細則に定める。

- (1) 計量証明書である旨の表記
 - (2) 計量証明書の発行番号及び発行年月日
 - (3) 計量証明書を発行した特定計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
 - (4) 計量証明を行った事業所の名称、所在地、登録番号及び認定番号
 - (5) 当該計量証明書に係る計量管理を行った者の氏名（及び登録番号）
 - (6) 依頼者名
 - (7) 計量の対象
 - (8) 計量の方法
 - (9) 計量の結果
 - (10) 当事業所が特定計量証明の事業の工程の一部を外部に行かせた場合にあっては次に掲げる事項
 - イ 当該工程の具体的内容
 - ロ 当該工程を実施した事業者の氏名又は名称及び事業所の所在地
 - (11) その他必要な事項（試料の由来等）
- 2 計量法第110条の2第1項の標章又は第121条の3第1項の標章を付す場合は、下記のとおりとする。
- (1) 標章を付す場所は〇〇の位置（または別紙で示す場所）とする
 - (2) 標章に関する取扱い事項は細則で定める
- ※事項の例 一部の証明書に標章を付さない場合はそれに関する規定等

第7章 計量の記録の保存

(計量の記録及び保存期間)

第11条 計量の結果はすべてを記録しておくものとし、その保存期間は5年以上とする。

なお、電子媒体により保存を行うものについては、保存方法、改ざん防止、アクセス制限の設定及びバックアップに関する事項等を別途細則に定める。

(計量証明書の保存)

第12条 計量証明書の発行に当たっては、写しをとるものとし、その保存期間は7年以上とする。

なお、電子媒体により保存を行うものについては、保存方法、改ざん防止、アクセス制限の設定及びバックアップに関する事項等を別途細則に定める。

第8章 社会的責任

(社会的責任の保持)

第13条 当事業所は、特定計量証明事業者として社会的責任を自覚し、正確な計量を行い、その計量の結果のみに基づき適正な計量証明を実施するものとし、実施に際し、業務上知り得た秘密を他に漏らすことのないように努めるとともに、いやしくも虚偽の計量証明と誤認されるような行為は一切行わない。

2 当事業所は、第2条に掲げる分野に係る特定濃度の計量に関する技術の向上、関係法令の理解の増進等を図るため、環境計量証明事業者の団体等が開催する各種の研修会及び共同実験等に積極的に参加するものとする。

3 当事業所は、別途細則に定める様式により事業を担当する技術者の経歴及び上記研修会等の参加記録を保存するものとする。

(その他)

第14条 その他の特定計量証明事業に関し、必要な事項は別途細則に定める。

※ 第10条に記載されている「ただし、顧客等との間で・・・発行の方法は別途細則に定める。」の一文は、電子文書の発行を実施する事業者のみ記載が必要な事項となります。

※ 第11条及び12条に記載されている「なお、電子媒体により・・・を別途細則に定める。」の一文は電子媒体による保存を実施する事業者のみ記載が必要な事項となります。

《計量証明用設備一覧表の作成について》

1 計量証明用設備一覧表の作成について

- (1) 計量証明用設備一覧表の作成にあたっては、「計量証明用設備の機器又は装置の名称」一覧表記入例①～④を参考に作成して下さい。(P. 41-43 参照)
- (2) 機器又は装置の名称については、「計量証明用設備の機器又は装置の名称」を参考に記載してください。(P. 36-40 参照)
- (3) 「計量証明用設備の機器又は装置の名称」に記載のない測定機器、分析機器を計量証明に使用する場合、必ず計量証明用設備一覧表に記載してください。
- (4) 大気中の物質の濃度と水又は土壌中の物質の濃度については、別々に設備一覧表を作成して下さい。
- (5) 複数の事業区分で兼用している機器（レベルレコーダー、非自動はかり、ガスクロマトグラフなど）については、各々の区分の設備一覧表に兼用する旨を記載してください。
- (6) 全く同一の型式・性能のもの以外は、原則として一台、一欄にて記載して下さい。
- (7) 製造者、器物番号、型式承認番号は器物を特定するため必要ですので、必ず記載してください。なお、設備一覧表の記載項目については、P. 41-43 を参照してください。
- (8) 排水処理装置は「貯水タンク＋産業廃棄物処理委託契約書」でも装置とみなされます。詳細は裏表紙の担当に問合せ下さい。

2 計量証明用設備一覧表に記載不要の一般的な機器等について

下記の機器等は、計量証明用設備ですが、一覧表に記載する設備としては不必要と考えられるので記載は不要です。

- (1) 化学実験台、ガラス器具、コンプレッサー、エアーポンプ
- (2) 注射器、蒸留装置、冷却装置、超音波洗浄機、洗浄機
- (3) ストップウォッチ、風速計、顕微鏡、滅菌器
- (4) 記録計、分析機器に付属するパソコン及び関連機器
- (5) 湯煎器（恒温水槽を除く）、冷蔵庫、冷凍庫

《計量証明用設備の機器又は装置の名称》

濃度（大気）に係る設備

- (1) 登録申請に必要な経済産業省令で定める設備
 < 施行規則第40条・別表第四・平成30年経済産業省告示第175号より作成 >

特定計量器その他の器具、機械又は装置		性能・仕様
イ	対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質	分析機器については下表（2）（3）を参照
ロ	非自動はかり	目量又は感量が1mg以下のもの 排ガスの分析を行う場合はさらに、ひょう量100g以上のもの
ハ	純水製造装置又は純水	純水製造装置についてはイオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式のもの
ニ	排ガス処理装置	対象有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの (分析を事業所で行わない場合を除く)
ホ	排水処理装置	対象有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの (分析を事業所で行わない場合又は有害物質の処理を処理業者に依頼する場合を除く) (P.34 (8) 参照)
ヘ	温度計	計量範囲0℃以下～40℃以上・目量2℃以下のもの (排ガスの分析を行う場合は、計量範囲が0℃以下～500℃以上かつ目量2℃以下のもの)
ト	ガスメーター又は流量計	ガスメーターについては使用最大流量300L/hを計測できるもの 流量計については気体を吸引する機能を有する装置に内蔵されたものを含む
チ	マンメーター及び流速計	マンメーターについてはU字型又は傾斜型若しくはその他の差圧計のもの 流速計についてはピトー管式又は熱線式のもの (いずれも排ガスの分析を行わない場合を除く)
リ	気体を吸引する機能を有する装置	

- (2) 対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置（名称の例）

1	原子吸光分析装置	2	吸光光度分析装置
3	水銀分析装置	4	蛍光光度計
5	ガスクロマトグラフ	6	二酸化硫黄自動計測器
7	ガスクロマトグラフ質量分析装置	8	一酸化炭素自動計測器
9	誘導結合プラズマ発光分光分析装置	10	浮遊粒子状物質自動計測器
11	誘導結合プラズマ質量分析装置	12	オキシダント自動計測器
13	イオンクロマトグラフ	14	窒素酸化物自動計測器
15	イオン電極式濃度計	16	炭化水素自動計測器
17	ホルムアルデヒド自動計測器	18	酸素自動計測器
19	オルザット式分析装置		

- (3) 必要設備と共に分析に不可欠と思われる設備（名称の例）

1	乾燥器（恒量用）	2	オゾン発生器
3	恒温水槽	4	振とう器
5	ハイボリュームサンプラー	6	電気炉
7	ローボリュームサンプラー	8	自動滴定装置
9	濃縮装置	10	灰化装置

特定濃度（大気）に係る設備

(1) 登録申請に必要な経済産業省令で定める設備
 <施行規則第40条・別表第四・平成30年経済産業省告示第175号より作成>

特定計量器その他の器具、機械又は装置		性能・仕様
イ	対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質	分析機器については下表（2）（3）を参照
ロ	非自動はかり	目量又は感量が1mg以下のもの 排ガスの分析を行う場合はさらに、ひょう量100g以上のもの
ハ	純水製造装置又は純水	純水製造装置についてはイオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式のもの
ニ	排ガス処理装置	対象有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの
ホ	排水処理装置	対象有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの （有害物質の処理を処理業者に依頼する場合を除く）（P.34（8）参照）
ヘ	温度計	計量範囲0℃以下～40℃以上・目量2℃以下 （排ガスの分析を行う場合は、計量範囲が0℃以下～500℃以上かつ目量2℃以下）
ト	ガスメーター又は流量計	ガスメーターについては使用最大流量300L/hを計測できるもの 流量計については気体を吸引する機能を有する装置に内蔵されたものを含む
チ	マノメーター及び流速計	マノメーターについてはU字型、傾斜型若しくはその他の差圧計のもの 流速計についてはピトー管式又は熱線式のもの （いずれも排ガスの分析を行わない場合を除く）
リ	気体を吸引する機能を有する装置	

(2) 対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置（名称の例）

1	高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置
---	---------------------

(3) 必要設備と共に分析に不可欠と思われる設備（名称の例）

1	振とう器	2	濃縮装置（ロータリーエバポレーター）
---	------	---	--------------------

濃度（水又は土壌）に係る設備

（１） 登録申請に必要な経済産業省令で定める設備
 < 施行規則第40条・別表第四・平成30年経済産業省告示第175号より作成 >

特定計量器その他の器具、機械又は装置		性能・仕様
イ	対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質	分析機器については下表（２）（３）を参照
ロ	非自動はかり	目量又は感量が1mg以下のもの （質量を測定する分析を行わない場合を除く）
ハ	純水製造装置又は純水	純水製造装置についてはイオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式のもの （純水を使用しない場合を除く）
ニ	排ガス処理装置	対象有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの （分析を事業所で行わない場合を除く）
ホ	排水処理装置	対象有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの （分析を事業所で行わない場合又は有害物質の処理を処理業者に依頼する場合を除く）（P. 34（8）参照）
ヘ	ガラス電極式水素イオン濃度検出器	水素イオン濃度を測定しない場合を除く
ト	ガラス電極式水素イオン濃度指示計	水素イオン濃度を測定しない場合を除く

（２） 対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置（名称の例）

1	ガラス製温度計	2	誘導結合プラズマ発光分光分析装置
3	電気式温度計（熱電対・抵抗式）	4	誘導結合プラズマ質量分析装置
5	原子吸光分析装置	6	イオンクロマトグラフ
7	水銀分析装置	8	イオン電極式濃度計
9	ガスクロマトグラフ	10	吸光光度分析装置
11	ガスクロマトグラフ質量分析装置	12	蛍光光度計
13	高速液体クロマトグラフ	14	ページ&トラップ濃縮装置
15	溶存酸素計（DOメーター）	16	ヘッドスペース濃縮装置
17	pH自動計測器		

（３） 必要設備と共に分析に不可欠と思われる設備（名称の例）

1	乾燥器（恒量用）	2	灰化装置
3	恒温水槽	4	振とう器
5	遠心分離器	6	ふらん器（インキュベーター）
7	電気炉	8	自動滴定装置
9	濃縮装置		

特定濃度（水又は土壌）に係る設備

- (1) 登録申請に必要な経済産業省令で定める設備
 <施行規則第40条・別表第四・平成30年経済産業省告示第175号より作成>

特定計量器その他の器具、機械又は装置		性能・仕様
イ	対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置及び標準物質	分析機器については下表（2）（3）を参照
ロ	非自動はかり	目量又は感量が1mg以下のもの （質量を測定する分析を行わない場合を除く）
ハ	純水製造装置又は純水	純水製造装置についてはイオン交換式、逆浸透膜式若しくは蒸留式のもの
ニ	排ガス処理装置	対象有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの
ホ	排水処理装置	対象有害物質の排出を防ぐことができる性能を有するもの （有害物質の処理を処理業者に依頼する場合を除く）（P.34（8）参照）

- (2) 対象物質の分析方法に応じ必要となる分析機器又は分析装置（名称の例）

1	高分解能ガスクロマトグラフ質量分析装置
---	---------------------

- (3) 必要設備と共に分析に不可欠と思われる設備（名称の例）

1	振とう器	2	濃縮装置（ロータリーエバポレーター）
---	------	---	--------------------

音圧レベルに係る設備

- (1) 登録申請に必要な経済産業省令で定める設備
 <施行規則第40条・別表第四・平成30年経済産業省告示第175号より作成>

特定計量器その他の器具、機械又は装置		性能・仕様
イ	騒音計	4台、うち1台は精密騒音計に限る
ロ	三脚及び防風スクリーン	各3台
ハ	音圧レベル校正器	JISC1515(2004)に規定するクラス1のもの
ニ	レベルレコーダー又は同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア(注1)(注2)(注3)	31.5Hzから8000Hzまでの周波数範囲において50dB以上の音圧レベルを記録できるもの
ホ	オクターブバンド分析器又は同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア(注3)	31.5Hzから8000Hzまでの周波数を分析できるもの(周波数分析を行わない場合を除く)
ヘ	1/3オクターブバンド分析器又は同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア(注1)(注3)	20Hzから12500Hzまでの周波数を分析できるもの(周波数分析を行わない場合を除く)
ト	データレコーダー又は同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア(注1)(注3)	50Hzから8000Hzまでの周波数範囲において50dB以上の音圧レベルを記録できるもの(偏差が±1dB以内のものに限る)

振動加速度レベルに係る設備

- (1) 登録申請に必要な経済産業省令で定める設備
 <施行規則第40条・別表第四・平成30年経済産業省告示第175号より作成>

特定計量器その他の器具、機械又は装置		性能・仕様
イ	振動レベル計	3台
ロ	レベルレコーダー又は同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア(注1)(注2)(注3)	1Hzから80Hzまでの周波数範囲において50dB以上の振動加速度レベルを記録できるもの
ハ	1/3オクターブバンド分析器又は同等以上の性能を有する周波数分析器若しくはソフトウェア(注1)(注3)	1Hzから80Hzまでの周波数を分析できるもの(周波数分析を行わない場合を除く)
ニ	データレコーダー又は同等の機能を有する装置若しくはソフトウェア(注1)(注3)	1Hzから80Hzまでの周波数範囲において45dB以上の振動加速度レベルを記録できるもの(偏差が±1dB以内のものに限る)

(注1) 音圧レベル、振動加速度レベル両区分を登録する場合、レベルレコーダー、1/3オクターブバンド分析器、データレコーダーについては、両区分の性能・仕様を満たせば兼用することが可能です。

(注2) レベルレコーダーに関しては法的規制はありませんが、一般財団法人 日本品質保証機構が実施する性能試験を受検するようにしてください。

(注3) レベルレコーダー、オクターブバンド分析器、1/3オクターブバンド分析器及びデータレコーダーについては、性能・仕様を満たしていることを確認できる仕様書若しくは取扱説明書の写しを提出してください。

濃度及び特定濃度（大気）に係る計量証明用設備一覧表（記入例①）

機器・機械・装置等の名称	数量	性能・仕様	設置（格納）場所
非自動はかり	1	製造者・型式・器物番号・目量又は感量等	
純水製造装置又は純水	1	製造者・型式・器物番号・方式（イオン交換、逆浸透膜又は蒸留）	
排ガス処理装置	1	製造者・型式・器物番号・その他（スクラバー、活性炭フィルター等）	
排水処理装置	1	製造者・型式・器物番号・その他（pH中和式、バッチ式等）	
温度計	1	製造者・型式・温度範囲・目量・その他（熱電対、抵抗等）	
ガスメーター	1	製造者・型式・器物番号・湿式又は乾式・使用最大流量	
マンメーター	1	製造者・型式・器物番号・U字型、傾斜型又はその他差圧計	
流速計	1	製造者・型式・器物番号・ピトー管又は熱線式	
吸引装置	1	製造者・型式・器物番号・最大能力	
原子吸光分析装置	1	製造者・型式・器物番号・その他（フレイム、電気加熱式等）	
吸光光度分析装置	1	製造者・型式・器物番号・波長範囲	
水銀分析装置	1	製造者・型式・器物番号	
ガスクロマトグラフ	1	製造者・型式・器物番号・検出器の種類（FID、FPD、ECD、TCD等）	
ガスクロマトグラフ 質量分析装置	1	製造者・型式・器物番号・その他（ヘッドスペース試料導入付等）	
イオンクロマトグラフ	1	製造者・型式・器物番号・検出器の種類	
一酸化炭素自動計測器	1	製造者・型式・型式承認番号・器物番号・測定レンジ	
酸素自動計測器	1	製造者・型式・型式承認番号・器物番号・測定レンジ	
窒素酸化物自動計測器	1	製造者・型式・型式承認番号・器物番号・測定レンジ	
乾燥器	1	製造者・型式・器物番号・設定温度範囲・精度	
ハイボリュームサンプラー	1	製造者・型式・器物番号・最大能力	
ローボリュームサンプラー	1	製造者・型式・器物番号・最大能力	
振とう器	1	製造者・型式・器物番号	

濃度及び特定濃度（水又は土壌）に係る計量証明用設備一覧表（記入例②）

機器・機械・装置等の名称	数量	性能・仕様	設置（格納）場所
非自動はかり	1	製造者・型式・器物番号・目量又は感量等	
純水製造装置又は純水	1	製造者・型式・器物番号・方式（イオン交換、逆浸透膜又は蒸留）	
排ガス処理装置	1	製造者・型式・器物番号・その他（スクラバー、活性炭フィルター等）	
排水処理装置	1	製造者・型式・器物番号・その他（pH中和式、バッチ式等）	
ガラス電極式水素イオン濃度検出器	1	製造者・型式・型式承認番号・器物番号	
ガラス電極式水素イオン濃度指示計	1	製造者・型式・型式承認番号・器物番号・測定範囲・Channel数	
ガラス製温度計	1	製造者・測定温度範囲・目量・器物番号	
原子吸光分析装置	1	製造者・型式・器物番号・その他（フレーム、電気加熱式等）	
水銀分析装置	1	製造者・型式・器物番号	
ガスクロマトグラフ	1	製造者・型式・器物番号・検出器の種類（FID、FPD、ECD、TCD等）	
ガスクロマトグラフ質量分析装置	1	製造者・型式・器物番号・その他（ヘッドスペース試料導入装置付等）	
誘導結合プラズマ発光分析装置	1	製造者・型式・器物番号・その他（付属装置等）	
誘導結合プラズマ質量分析装置	1	製造者・型式・器物番号・その他（付属装置等）	
イオンクロマトグラフ	1	製造者・型式・器物番号・検出器の種類（CD、UVD等）	
高速液体クロマトグラフ	1	製造者・型式・器物番号・検出器の種類（FLD、UVD等）	
吸光光度分析装置	1	製造者・型式・器物番号・波長範囲	
乾燥機	1	製造者・型式・器物番号・設定温度範囲・精度	
恒温水槽	1	製造者・型式・器物番号・設定温度範囲・精度	
振とう器	1	製造者・型式・器物番号	
遠心分離器	1	製造者・型式・器物番号	
濃縮装置	1	製造者・型式・器物番号	

音圧レベルに係る計量証明用設備一覧表（記入例③）

機器・機械・装置等の名称	数量	性能・仕様	設置（格納）場所
精密騒音計	1	製造者・型式・型式承認番号・器物番号・マイクロホン番号・測定範囲・周波数範囲	
普通騒音計	1	製造者・型式・型式承認番号・器物番号・マイクロホン番号・測定範囲・周波数範囲	
普通騒音計	1	製造者・型式・型式承認番号・器物番号・マイクロホン番号・測定範囲・周波数範囲	
普通騒音計	1	製造者・型式・型式承認番号・器物番号・マイクロホン番号・測定範囲・周波数範囲	
三脚及び防風スクリーン	3		
音圧レベル校正器	1	製造者・型式・器物番号・発生周波数・発生レベル・校正精度	
レベルレコーダー	1	製造者・型式・器物番号・記録レベル範囲・周波数範囲	
(1/1)オクターブバンド分析器	1	製造者・型式・器物番号・周波数範囲	
1/3オクターブバンド分析器	1	製造者・型式・器物番号・周波数範囲	
データレコーダー	1	製造者・型式・器物番号・記録レベル範囲・周波数範囲・偏差・S/N比	

振動加速度レベルに係る計量証明用設備一覧表（記入例④）

機器・機械・装置等の名称	数	性能・仕様	設置（格納）場所
振動レベル計	1	製造者・型式・型式承認番号・器物番号・ピックアップ番号・測定範囲・周波数範囲	
振動レベル計	1	製造者・型式・型式承認番号・器物番号・ピックアップ番号・測定範囲・周波数範囲	
振動レベル計	1	製造者・型式・型式承認番号・器物番号・ピックアップ番号・測定範囲・周波数範囲	
レベルレコーダー	1	製造者・型式・器物番号・記録レベル範囲・周波数範囲	
1/3オクターブバンド分析器	1	製造者・型式・器物番号・周波数範囲	
データレコーダー	1	製造者・型式・器物番号・記録レベル範囲・周波数範囲・偏差・S/N比	

《計量証明対象物質の計量方法及び使用する機器又は装置一覧の作成について》

- 1 対象物質名ごとに、計量の方法及び使用する分析機器・装置名を記載してください。
- 2 「計量証明の基準となる計量の方法」欄には J I S規格、環境省等から出されている法令・告示類について、①若しくは②の項目を記載してください。
 - ① JIS規格：番号、制定年、規格内で使用する箇所の枝番号及びその分析方法
 - ② 法令・告示類：名称、制定年月日、分析方法
- 3 分析機器・装置名には、使用する分析機器・装置・検出器名を具体的に記載してください。ただし、手分析で行う場合は記載する必要はありません。

また、ガスクロマトグラフを「GC」、質量分析計を「MS」、電子捕獲型検出器を「ECD」のように略して記載してもかまいません。

《計量証明対象物質の計量方法及び装置又は機器又は装置一覧の記入例》

① 濃度（大気）における計量証明対象物質の計量方法及び装置又は機器又は装置

計量証明対象物質名	計量証明の基準となる計量の方法		分析方法に応じて必要となる分析機器又は分析装置等
窒素酸化物	S46.6.22 厚生省・通産省令第1号 大気汚染防止法施行規則 別表第三の二	JISK 0104:2011-7.3 イオンクロマトグラフ法	イオンクロマトグラフ
	S57.3.29 環境庁告示第48号 窒素酸化物の量の測定法	JISK 0104:2011-7.4 PDS法 JISK 0104:2011-8 JIS B 7982:2002-5.4.2 化学発光方式	窒素酸化物自動計測器
ばいじん	S46.6.22 厚生省・通産省令第1号 大気汚染防止法施行規則 別表第二	JIS Z 8808:2013	

規格や告示で複数の分析方法が規定されている場合は、使用する箇所の枝番号や別表等を記載すること

② 濃度（水又は土壌）における計量証明対象物質の計量方法及び装置又は機器又は装置

計量証明対象物質名	計量証明の基準となる計量の方法		分析方法に応じて必要となる分析機器又は分析装置等
pH	S46.12.28 環境庁告示第59号 水質汚濁に係る環境基準について	JISK0102-1:2021-12 ガラス電極法	ガラス電極式水素イオン濃度指示計 ガラス電極式水素イオン濃度検出器
浮遊物質（SS）	S46.12.28 環境庁告示第59号 水質汚濁に係る環境基準について	付表8 ろ過重量法	
鉛及びその化合物	S49.9.30 環境庁告示第64号 排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法	JISK0102-3:2022-13.4 ICP発光分光分析法	ICP発光分析装置
ベンゼン	H3.8.23 環境庁告示第46号 土壌汚染に係る環境基準について	JISK 0125:2016-5.1 パージ・トラップ・ガスクロマトグラフ質量分析法	ガスクロマトグラフ質量分析装置 (パージ・トラップ装置付属)
四塩化炭素	H15.3.6 環境省告示第16号 土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める性	水素炎イオン化検出器を用いるガスクロマトグラフ法	ガスクロマトグラフ (水素炎イオン化検出器)

必ず記載すること

名称が長い場合は省略してもよい

「GC-FID法」と略してもよい

「GC-FID」と略してもよい

様式第15（第50条関係）

計量証明検査申請書

年 月 日

東京都計量検定所長 殿

申請者 住 所
氏 名（名称及び代表者の氏名）

下記の計量器につき、計量法第116条第1項の検査を受けたいので、申請します。

- 1 登録の年月日及び登録番号
- 2 事業の区分
- 3 検査を受ける特定計量器

種 類	型式又は 能力	検査場所	数量	1個当たり の手数料	手数料	備考
合 計						

- 4 検査を受けることを希望する期日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第16（第59条関係）

定期検査に代わる計量士による検査を行った旨の届出書

年 月 日

東京都計量検定所長 殿

特定計量器 住 所
の使用者 氏 名（名称及び代表者の氏名）

計量法第25条第1項（第120条第1項）の検査を 年 月 日に受けましたので証明書を添えて届け出ます。

1 特定計量器の種類及び数

2 特定計量器の所在の場所

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

都様式

計量証明検査を申請しない旨の届出書

年 月 日

東京都計量検定所長 殿

届出者 住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

事業の区分
登録番号

下記の特定制量器は、計量法第116条第1項第1号の規定による計量法施行令第29条で定める「計量証明検査を受けることを要しない期間」に該当するので、今回の計量証明検査は申請しません。

つきましては、特定制量器の検定済証（基準適合検査済証）の写しを添えて届出します。

種類	検定年月日	製造事業者名	型式承認番号	器物番号	備考

以上

年 月 日 確認

上記の欄は記入しないこと

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第56（第49条関係）

事業譲渡証明書

年 月 日

東京都計量検定所長 殿

譲渡者 住所
氏名（名称及び代表者の氏名）
譲受者 住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

上記の者の間で計量証明の事業の全部が 年 月 日に譲渡されたことを証明します。

記

- 1 事業の区分
- 2 登録年月日及び登録番号
- 3 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 4 事業所の所在地

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第57（第49条関係）

事業承継同意証明書

年 月 日

東京都計量検定所長 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

上記の者は、
の相続人であり、かつ、相続人全員の同意により計
量証明の事業を承継する相続人として選定された者であることを証明します。

年 月 日

相続人

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

住所

氏名

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 相続人は、被証明者を除き、全員が署名すること。

様式第58（第49条関係）

相 続 証 明 書

年 月 日

東京都計量検定所長 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

上記の者は、
の相続人であり、計量証明の事業を
に承継したことを証明します。

年 月 日

証明者

住所

氏名

住所

氏名

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 証明者は、2人以上とし、全員が署名すること。

様式第58の2（第49条関係）

事業承継証明書

年 月 日

東京都計量検定所長 殿

被承継者 住所
氏名（名称及び代表者の氏名）
承継者 住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

上記の者の間で分割によって下記の計量証明の事業の全部の承継が 年 月 日にありましたことを証明します。

記

- 1 事業の区分
- 2 登録の年月日及び登録番号
- 3 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 4 事業所の所在地

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

様式第59（第49条、第49条の10関係）

事業廃止届

年 月 日

東京都計量検定所長 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

下記の計量証明の事業は、 年 月 日に廃止したので計量法第114条において準用する第65条の規定により、届け出ます。

記

- 1 事業の区分
- 2 登録の年月日及び登録番号
- 3 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所
- 4 事業所の所在地

備考 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

計量証明事業登録申請書

年 月 日

東京都計量検定所長 殿

申請者 住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり、計量法第107条の登録を受けたいので、申請します。

- 1 登録の有無、登録の年月日及び登録番号
- 2 事業の区分（※）
- 3 事業所の所在地
- 4 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の名称、性能及び数
- 5 計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分又は計量法施行規則第40条第3項に規定する条件に適合する知識経験を有する者の氏名並びにその者の職務の内容

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 第2項の事項は、濃度又は特定濃度の計量証明の事業にあつては、大気、水又は土壌の別についても記載すること。
- 3 特定濃度の登録には、第49条の5第1項に規定する認定証の写しを添付すること。
- 4 第4項の事項は、別紙に記載することができる。

※ 都の場合、申請書は登録する区分ごとに作成すること。

申請日を記入してください。

計量証明事業登録申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

東京都計量検定所長 殿

申請者 住所 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号

氏名 △△会社□□□

代表取締役 ○〇〇〇

登録する住所、会社の名称等、及び
代表者の氏名を記入してください。

次のとおり、計量法第107条の登録を受けたいので、申請します。

1 登録の有無、登録の年月日及び登録番号
なし

既に他の区分で登録している方はその内容を、
新規登録の方は「なし」を記入してください

2 事業の区分（※）
濃度（大気、水又は土壌中の物質の濃度）

P.2 及び P.4 の区分を参考に登録を受け
たい区分を記入してください。

3 事業所の所在地
東京都江東区新砂〇丁目〇番〇号

事業所の住所を記入してくだ
さい

4 計量証明に使用する特定計量器その他の器具、機械又は装置の名称、性能及び数
別紙1参照

別紙に記入して別紙を添付してください。

5 計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分又は計量法施行規則第40条第3項に
規定する条件に適合する知識経験を有する者の氏名並びにその者の職務の内容

計量士の氏名：〇〇 〇〇

計量士の区分：濃度関係（騒音・振動関係）

登録番号：第〇〇〇号

職務の内容：□□□□□□□□□□□□□□

計量士の氏名、登録番号、計量士の区分、職務の内容を記入してください。
職務の内容は管理内容全般を簡潔に記入してください。

様式第61（第45条関係）

登録申請書記載事項変更届

年 月 日

東京都計量検定所長 殿

届出者 住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり、変更があったので、計量法第114条において準用する同法第62条第1項の規定により、届け出ます。

- 1 変更のあった事項に係る事業の区分及びその登録番号
- 2 変更のあった事項
- 3 変更の事由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 事業の区分ごとに、かつ、事業所ごとに記載すること。
- 3 特定計量証明事業の認定区分について追加若しくは廃止又は認定証の記載事項に変更があった場合には、第49条の5第1項に規定する認定証の写しを添付すること。

※ 都の場合、無料の変更に関しては、各区分まとめて届出することも可能。

様式第 6 1 (第 4 5 条関係)

記入例

登録申請書記載事項変更届

申請日(郵送の場合は投函日)を記入してください。

〇〇年〇〇月〇〇日

東京都計量検定所長 殿

届出者 住所 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号

氏名 △△会社□□□

代表取締役 ○○○○

登録している住所、会社の名称等、及び代表者の氏名を記入してください。

(委任状を提出している場合は委任先の住所、名称等、及び氏名を記入してください。)

法第 1 1 4 条において準用する同法第 6 2 条第 1

1 変更のあった事項に係る事業の区分及びその登録番号

濃度(大気、水又は土壌中の物質の濃度) 第〇〇〇〇号

2 変更のあった事項

<計量証明設備の変更例>

計量証明設備の変更

変更のあった設備がわかるよう記入してください。表形式でなくても構いません。項目が多い場合は別紙を添付してください。

名称	旧	新	内容
pH 検出器	型式, 器物番号	(なし)	廃棄
pH 指示計	-	型式, 器物番号	新規
温度計	型式, 器物番号	型式, 器物番号	更新

<計量管理者の変更例>

計量管理者の変更

旧: 〇〇 〇〇 (第環〇〇号)

新: △△ △△ (第 △△号)

別紙に登録証を添付する。

計量士登録証に記載されている登録番号を記入してください。

※平成 5 年(1993 年)の法改正以降計量士の登録を受けた方には「環」の字がありません。

3 変更の事由

計量証明用の設備として使用しないため

事業規模拡大のため

器物の老朽化による更新のため など

計量管理者の異動のため

など

変更する事由について記入してください。

様式第61の2（第43条関係）

事業規程届出書

年 月 日

東京都計量検定所長 殿

届出者 住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

計量法第110条第1項前段の規定により、事業規程を作成しましたので、別添のとおり届け出ます。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 事業の区分ごとに、かつ、事業所ごとに記載すること。

※ 都の場合、各区分を1つの事業規程として作成した場合、事業の区分ごとに作成する必要はない。

様式第61の3（第43条関係）

事業規程変更届出書

年 月 日

東京都計量検定所長 殿

届出者 住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり、事業規程の変更をしたので、計量法第110条第1項後段の規定により、別添のとおり届け出ます。

記

- 1 変更のあった事項に係る事業の区分及びその登録番号
- 2 変更のあった事項
- 3 変更の事由

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 事業の区分ごとに、かつ、事業所ごとに記載すること。

※ 都の場合、各区分を1つの事業規程として作成した場合、事業の区分ごとに作成する必要はない。

様式第 6 2 (第 4 6 条関係)

登録証再交付申請書

年 月 日

東京都計量検定所長 殿

申請者 住所
氏名 (名称及び代表者の氏名)

計量法施行規則第 4 6 条第 1 項の規定により、次のとおり計量証明の事業の登録証の再交付を受けたいので、登録証 (登録証を失った事実を記載した書面) を添えて、申請します。

- 1 登録の年月日及び登録番号
- 2 事業の区分
- 3 再交付申請の事由

備考 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。

※ 都の場合、登録区分ごとに作成すること。

都様式

計量証明事業登録証紛失届

年 月 日

東京都計量検定所長 殿

届出者 住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

この度、計量法施行規則第46条第1項の規定により提出すべき登録証について、
管理の不行き届きにより紛失いたしました。

つきましては、この書面をもって紛失の届出をし、登録証の提出にかえます。

記

- 1 登録の年月日
- 2 登録番号
- 3 事業の区分
- 4 登録証紛失の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第 6 3 (第 4 8 条関係)

登録簿謄本交付 (閲覧) 請求書

年 月 日

東京都計量検定所長 殿

申請者 住所
氏名 (名称及び代表者の氏名)

次のとおり、登録簿の謄本の交付 (閲覧) を請求します。

- 1 登録計量証明事業者の氏名又は名称及び住所
- 2 登録の年月日
- 3 登録番号
- 4 事業の区分
- 5 事業所の所在地
- 6 登録簿の謄本の請求の場合にあっては、その数

備考

- 1 用紙の大きさは日本産業規格 A4 とすること。
- 2 1 から 5 までに掲げる事項は、請求の内容に従い記載すること。ただし、不明の場合はこの限りでない。

※ 都の場合、登録区分ごとに作成すること。

様式第90（第96条関係）

計量証明事業者報告書

年 月 日

東京都計量検定所長 殿

報告者 住所
氏名又は名称及び法人に
あつては代表者の氏名

計量法施行規則第96条の規定により、次のとおり報告します。

年度	登録の年月日 及び登録番号		整理番号	
事業所の所在地				
事業の区分	証 明 件 数		備 考	
長 さ				
質 量				
面 積				
体 積				
熱 量				
濃度	大 気			
	水			
	土 壌			
特定 濃度	大 気			
	水			
	土 壌			
音圧レベル				
振動加速度レベル				

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 整理番号の欄は、記入しないこと。
- 3 特定濃度（ダイオキシン類に係るもの）の欄は、計量法第121条の2の規定による認定を受けた者のみが記入すること。その場合は、備考欄に認定番号を記入すること。

※ 報告書の記入者とその連絡先（所属、電話番号）を余白に記載してください。

《計量証明事業概要を作成する際の注意》

計量証明事業概要は次頁の様式で作成してください。なお、作成にあたっては以下の事項について注意してください。

- ※1：計量証明事業の登録を行おうとする理由を記載してください。
- ※2：会社全体の売りに占める計量証明事業の売りの割合（大まかな割合で結構です）を記載してください。
- ※3：計量証明事業に従事する従業員数（パート、アルバイトは除きます）を記載してください。
- ※4：申請区分に係るものについて記載してください。ただし、予定件数「0件」は認めません。
- ※5：申請区分に係るものを記載してください。この際、濃度及び特定濃度は対象物質名を記載し、音圧レベル及び振動加速度レベルは測定対象を記載してください。

都様式

計量証明事業概要

氏名又は名称 及び代表者名								
住所	〒 ー TEL ()							
事業所の 所在地	〒 ー TEL ()							
申請理由 ※1								
証明事業割合 ※2	%			当該従業員数 ※3			人	
年間計量証明 予定件数 ※4	濃 度			特 定 濃 度			音 圧 レ ベ ル	振 動 加 速 度 レ ベ ル
	大気	水質	土壌	大気	水質	土壌		
	件	件	件	件	件	件	件	件
計量の対象 ※5	濃 度	大気						
		水又は 土壌						
	特 定 濃 度	大気						
		水又は 土壌						
	音圧レベル							
	振動加速度 レベル							
担当部署								
担当者名								
電話								
FAX								
電子メールアドレス								

備考 「計量の対象」の記載については当該申請区分に係わるものを記載すること。また、濃度及び特定濃度は対象物質名を記載し、音圧レベル及び振動加速度レベルは測定対象を記載すること。

都様式

東京都計量検定所長 殿

同意確認書

東京都計量検定所のホームページに、計量証明事業者登録情報（事業者名、事業所の所在地、登録区分、登録番号）を公開する事に

・ 同意します。

・ 同意しません。

(いずれかを○で囲んでください。)

年 月 日

住所

氏名

(名称及び代表者の氏名)

(都事務手数料条例)

年 月 日

東京都計量検定所長 殿

申請者 住所
氏名 (名称及び代表者の氏名)

登 録 証 明 願

当社について、下記のとおり、計量法第107条の規定により計量証明事業者として登録していることを証明願います。

記

- 1 登録年月日 年 月 日
- 2 登録番号 第 号
- 3 住 所
- 4 氏名又は名称
- 5 事業の区分
- 6 事業所の所在地

計量管証第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

東京都計量検定所長

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

(都事務手数料条例)

年 月 日

東京都計量検定所長 殿

申請者 住所

氏名

計量証明検査合格証明願

下記の特定制量器が、計量法第 116 条第 1 項に規定する計量証明検査に合格したことを証明願います。

記

- 1 特定計量器名
- 2 型式又は能力
- 3 器 物 番 号
- 4 検 査 年 月 日

.....
計量管証第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

東京都計量検定所長

(都事務手数料条例)

〇〇年××月△△日

東京都計量検定所長 殿

申請者 住所 東京都新宿区西新宿〇丁目〇番〇号
氏名 △△会社□□□
代表取締役 〇〇〇〇

計量証明検査合格証明願

下記の特定計量器が、計量法第 116 条第 1 項に規定する計量証明検査に合格したことを証明願います。

記

- | | | |
|---|--------|------------------|
| 1 | 特定計量器名 | ガラス電極式水素イオン濃度指示計 |
| 2 | 型式又は能力 | 〇〇-□□ |
| 3 | 器物番号 | ×××× |
| 4 | 検査年月日 | 〇〇年××月△△日 |

検査日は、担当に電話等で問合せの上、
記入してください。

.....
計量管証 第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

東京都計量検定所長

都様式

改 善 報 告 書

年 月 日

東京都計量検定所長 殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名） 印

〇〇計量査第〇〇号による改善指示に従い、下記のとおり改善いたしましたので、ご報告いたします。

記

- 1 登録の年月日
- 2 登録番号
- 3 事業の区分
- 4 改善指示事項

- 5 改善内容

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

都様式

委 任 状

年 月 日

東京都計量検定所長 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

私は、〇〇〇〇株式会社△△工場長の職にあるものに下記の権限を委任します。

記

〇〇〇〇株式会社△△工場における計量法に基づく手続に関する一切の権限。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 被委任者については、職名委任が望ましい。

環境計量 Q & A

Q1. 特定施設の届出は必要ですか。

A1. 有害物質の分析業務を行うことから、分析に伴い発生する排水に有害物質が流出する可能性があります。この場合、除外施設の設置が必要となり「特定施設」に該当するため、下水道法第12条の3（水質汚濁防止法第5条）の規定により「特定施設使用届出書」を都下水道局又は市町村へ提出し、「受理書」の交付を受ける必要があります。

重金属など排水処理装置で処理することが難しいものを含む排水やスラッジ等が発生する場合は、正式な登録業者へ処理委託する「産業廃棄物処理委託契約書」が別途必要です。

Q2. 事業規程の組織に関する記載部分が変わりました。事業の拡大縮小等で変更があることが今後もあるかもしれません。組織一覧のみの変更でもいいのでしょうか。

A2. 事業規程本文に組織一覧が載っていると本文も含めて事業規程変更届の提出が必要となりますが、組織一覧を別紙扱いにすることにより、別紙の差替えのみで済みます。計量管理者、計量証明用設備、代表者の変更については、たとえ別紙としていても登録申請書記載事項変更届により届け出る必要があります。

Q3. 計量管理者としてパートや契約社員である環境計量士を登録できますか。

A3. 計量管理という重要な業務を常勤でない者が行うことは困難であると思われます。

Q4. 1人の環境計量士が計量管理者として2以上の事業所で登録を受けることは可能ですか。

A4. 計量管理者は計量管理全般を取り仕切るのが職務であるため、2以上の事業所での職務遂行は困難であると思われます。

Q5. 事業規程細則はどのようなものが必要なのですか。

A5. 事業規程は計量法により届出が必要とされていますが、事業規程細則については法的には提出の義務はありません。しかしながら東京都では事業登録後、概ね3ヶ月以内に提出するようお願いしております。内容については各事業者が実態に合わせた形で作成してください。なお、事業規程細則を変更した場合は、事業規程変更届出書（様式第61の3）の提出は必要ありませんが、変更した箇所が記載されているページを提出するようお願いします。担当宛てに電子メールで送付していただくこともかまいません。

以下に、参考として細則として具体的に定めておく必要があると思われる事項を示します。

1. 組織・業務分担に関する細則
2. 計量対象物質名に関する細則
3. 計量の方法に関する細則
4. 計量証明用設備等の管理に関する細則
5. 試薬等管理に関する細則
6. 試料採取・現地測定に関する細則
7. 計量の実施に関する細則
8. 数値管理に関する細則
9. 計量証明書及び発行に関する細則
10. 電子文書の発行に関する細則（電子文書の発行を行う場合に限る）
11. 工程の一部を外部の者に行わせる場合に関する細則
12. その他（施設等の管理、公害防止、安全・衛生、教育・訓練、会議、内部監査等）

Q6. 届出設備の一覧に標準物質とありますが、これには標準ガスが含まれますか。また、標準ガスを常備する必要がありますか。

A6. 標準物質の中に標準ガスは含まれます。標準ガスについては、必要の都度、必要な種類の標準ガスを購入してください。（法第18条、施行令第9条別表第2、施行規則第3条により）
その際に計量証明用設備に係る変更の届出等は必要ありませんが、標準物質や標準ガスに附属している JCSS 校正証明書は必ず一定期間保管してください。

Q7. 騒音計をレンタル業者から借りて測定をしました。この場合、計量証明書にこの旨を記載することで発行できますか。

A7. レンタル業者の機器が検定を受検している場合でも、計量証明検査を受検していない場合は、これを使用して計量証明書を発行することはできません。特定計量器をレンタルする場合は計量証明事業者の機器として、都道府県知事に登録しているものに限ります。併せて事業規程細則にレンタルした機器の取り扱いについて定める必要があります。

Q8. 一部の分析を外注して計量証明書を発行しようと考えております。注意すべき点は何かありますか。

A8. 一部の分析を外注により計量証明書を発行する場合、自社で分析できる能力のある項目は自社の計量証明書に転記することができます。その場合、外注した項目には外注先の氏名又は名称及び事業所の所在地を記載しなければなりません。

また、自社で分析できない項目を外注した場合、自社の計量証明書には転記はできないため、外注先の計量証明書を添付して発行するようにしてください。

《計量証明検査手数料》

平成12年 条例第74号
 公布 平成12年 3月31日
 施行 平成12年 4月 1日

特定計量器名	1個についての金額
四 騒音計	
イ 使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの	22,700円
ロ 使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの	37,300円
五 振動レベル計	32,400円
六 濃度計	
イ ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計	93,100円
ロ 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	123,500円
ハ 紫外線式二酸化硫黄濃度計	92,700円
ニ 紫外線式窒素酸化物濃度計	103,700円
ホ 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	98,200円
ヘ 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	113,500円
ト 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	99,100円
チ 化学発光式窒素酸化物濃度計	105,700円
リ ガラス電極式水素イオン濃度指示計	25,300円
<p>濃度計のうち、ハに掲げる濃度計とニに掲げる濃度計とが構造上一体となっているものに係る手数料の額は、ハに掲げる手数料の額とニに掲げる手数料の額とを合算して得た額から50,900円を減額して得た額とする。</p> <p>濃度計のうち、ホからトまでに掲げる濃度計で2以上の検出部を有するものに係る手数料の額は、検出部が1増すごとに、ホからトに掲げる手数料の額に当該額の五割の額を加算する。</p> <p>濃度計のうち、ハからチまでに掲げる濃度計で4以上の表示機構を有するものに係る手数料の額は、表示機構が3を超えて1増すごとに、ハからチに掲げる手数料の額に22,100円を加算する。</p>	

※ 検査手数料に消費税はかかりません。

手数料及び書類種類一覧

届出内容	手数料	届出様式	添付書類	提出期限			
新規登録 53,800円	53,800円	計量証明事業登録申請書 [様式第60]	① 履歴事項全部証明書(個人の場合は、住民票)：写し可 ② 計量証明事業概要【都様式】 ③ 計量証明用設備一覧表(器物番号まで特定) ④ 特定計量器のJQA発行の検定済証(又は指定製造事業者発行の基準適合検査済証)の写し(pH検出器については器物番号及び検定証印が確認できる写真) ⑤ 特定計量器の取扱説明書の写し(東京都計量検定所から特に指示がない場合は添付不要) ⑥ 計量士登録証の写し《注1》 ⑦ 計量士が対象物質の濃度に関する業務に一年以上従事していることを示す書類(特定濃度区分のみ) ⑧ 計量士の雇用関係を示すもの(社印の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等)《注2》 ⑨ 特定施設設置届出書の写し(都下水道局又は市町村の受付印があるもの)及び受理書の写し(濃度・特定濃度区分のみ) ⑩ 産業廃棄物処理委託契約書の写し(濃度・特定濃度区分のみ) ⑪ 計量証明用設備の設置(保管)場所及び分析室の平面図 ⑫ 事業所までの案内図 ⑬ 認定証の写し(特定濃度区分のみ) ⑭ 計量証明対象物質の計量方法及び機器又は装置の一覧表(濃度区分のみ) ⑮ 同意確認書(ホームページへの事業者情報公開確認用)【都様式】	随時			
			氏名又は名称、住所 《注3》《注4》 事業所の所在地 《注3》 譲渡による氏名又は名称、住所、事業所の所在地の変更 《注4》 相続による氏名又は名称、住所、事業所の所在地の変更 《注4》 合併による氏名又は名称、住所、事業所の所在地の変更 《注4》 分割による氏名又は名称又は住所、事業所の所在地の変更 《注4》 事業の区分の変更 (濃度、特定濃度区分中の括弧書き部分の変更に限る)《注4》	1,750円	登録申請書記載事項変更届 [様式第61]	① 履歴事項全部証明書(個人の場合は、住民票)：写し可 ② 計量証明事業登録証：原本 ③ 計量証明書の様式【事業規程の別紙にあるもの】 ④ 計量証明事業登録証：原本 ⑤ 計量証明事業概要【都様式】 ⑥ 計量証明書の様式【事業規程の別紙にあるもの】 ⑦ 特定施設設置届出書の写し(都下水道局又は市町村の受付印があるもの)及び受理書の写し(濃度・特定濃度区分のみ) ⑧ 計量証明用設備の設置(保管)場所及び分析室の平面図 ⑨ 事業所までの案内図 ⑩ 事業譲渡証明書【様式第56】 ⑪ 履歴事項全部証明書(譲受者が法人の場合)：原本 ⑫ 住民票(譲受者が個人の場合)：写し可 ⑬ 計量証明事業登録証：原本 ⑭ 事業承継同意証明書【様式第57】(相続人が2人以上の相続人全員の同意により選定された場合)：原本 ⑮ 相続証明書【様式第58】(相続人が①の相続人以外の場合)：原本 ⑯ 戸籍謄本：原本 ⑰ 住民票：写し可 ⑱ 計量証明事業登録証：原本	変更後 遅滞なく (概ね1ヶ月 以内)

届出内容	手数料	届出様式	添付書類	提出期限
変更(無料)	無料	計量証明用設備	① 計量証明設備一覧表【事業規程の別紙一覧表、必要な場合は新旧対照表】 ② 特定計量器の場合は、JQA発行の検定済証(又は指定製造事業者発行の基準適合検査済証)の写し (PH検出器については器物番号及び検定証印が確認できる写真) ③ 特定計量器の取扱説明書の写し(東京都計量検定所から特に指示がない場合は添付不要) ※騒音計のマイクロホン、振動レベル計の振動ピックアップを交換した場合も届出が必要です。 ① 履歴事項全部証明書：写し可 ② 委任状(委任状を提出している事業者のみ) ① 計量士登録証の写し《注1》 ② 計量士が対象物質の濃度に関する実務に一年以上従事していることを示す書類(特定濃度のみ) ③ 計量士の雇用関係を証明するもの(社員証の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等)《注2》 ④ 事業規程の別紙(事業規程の別紙に計量管理者名を記載している場合)	変更後 遅滞なく (概ね1ヶ月 以内)
		代表者	① 履歴事項全部証明書：写し可 ② 委任状(委任状を提出している事業者のみ) ① 計量士登録証の写し《注1》 ② 計量士が対象物質の濃度に関する実務に一年以上従事していることを示す書類(特定濃度のみ) ③ 計量士の雇用関係を証明するもの(社員証の写し、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し等)《注2》 ④ 事業規程の別紙(事業規程の別紙に計量管理者名を記載している場合)	変更後 遅滞なく (概ね1ヶ月 以内)
計量証明事業登録証の再交付	1,750 円	登録証再交付 申請書 【様式第62】 事業廃止届 【様式第59】	① 計量証明事業登録証：原本(紛失した場合は、計量証明事業登録証紛失届【都様式】) ① 計量証明事業登録証：原本(紛失した場合は、計量証明事業登録証紛失届【都様式】) ② 計量証明事業者報告書【様式第90】	随時
事業廃止《注4》	無料	事業規程届出書 【様式第61の 2】	① 事業規程	廃止後 遅滞なく 登録後 遅滞なく (概ね登録後 1ヶ月以内)
新規届出	無料	事業規程 変更届出書 【様式第61の 3】	① 改訂した事業規程 ※事業規程で変更がよくある項目は別紙で扱うことができます。別紙扱いにしている箇所だけが変更になる場合、事業規程 変更届出書【様式第61の3】の提出は必要ありません。ただし、差し替え用に該当する箇所の別紙を提出してください。 なお、計量管理者の氏名を変更した場合や計量証明用設備を変更した場合(設備の更新等)は、登録申請書記載事項変更 届【様式第61】と差し替え用に該当する箇所の別紙を提出してください。 《事業規程の別紙で扱うことが多い項目》 ・組織(責任者(統括責任者)を含む) ・品質管理者の氏名(特定濃度区分のみ) ・計量管理者の氏名及び登録番号 ・計量証明用設備一覧表 ・計量証明書の様式 ※事業規程細則のみを変更した場合は、事業規程変更届出書【様式第61の3】の提出は必要ありませんが、変更した箇所が 記載されているページを提出してください(担当宛てに電子メールで提出も可)。	変更後 遅滞なく (概ね1ヶ月 以内)
変更《注4》	無料	事業規程 変更届出書 【様式第61の 3】	① 改訂した事業規程 ※事業規程で変更がよくある項目は別紙で扱うことができます。別紙扱いにしている箇所だけが変更になる場合、事業規程 変更届出書【様式第61の3】の提出は必要ありません。ただし、差し替え用に該当する箇所の別紙を提出してください。 なお、計量管理者の氏名を変更した場合や計量証明用設備を変更した場合(設備の更新等)は、登録申請書記載事項変更 届【様式第61】と差し替え用に該当する箇所の別紙を提出してください。 《事業規程の別紙で扱うことが多い項目》 ・組織(責任者(統括責任者)を含む) ・品質管理者の氏名(特定濃度区分のみ) ・計量管理者の氏名及び登録番号 ・計量証明用設備一覧表 ・計量証明書の様式 ※事業規程細則のみを変更した場合は、事業規程変更届出書【様式第61の3】の提出は必要ありませんが、変更した箇所が 記載されているページを提出してください(担当宛てに電子メールで提出も可)。	変更後 遅滞なく (概ね1ヶ月 以内)
登録簿 閲覧	370 円	登録簿原本 閲覧請求書 【様式第63】	※ 様式第63の1~5に掲げる事項は請求の内容に従い記載して下さい。 ただし、不明の場合はこの限りではありません。	随時
登録簿 贈本交付	760 円	登録簿原本 交付請求書 【様式第63】	※ 4月に始まる毎年度につき作成し、報告してください。	随時
年間事業報告(年度報告)	無料	計量証明事業者 報告書 【様式第90】	※ 必要枚数プラス1枚を提出してください。(1枚は当所の控えになります。) ※ 記載内容は省略せず、登録証のとおり記載してください。 ※ 必要枚数プラス1枚を提出してください。(1枚は当所の控えになります。) ※ 検査日については、担当に電話等でお問い合わせください。	年度終了後 30日以内
登録証明 (奥書証明)	400 円	登録証明願	※ 必要枚数プラス1枚を提出してください。(1枚は当所の控えになります。)	随時
計量証明検査合格証明 (奥書証明)	400 円	計量証明検査 合格証明願	※ 必要枚数プラス1枚を提出してください。(1枚は当所の控えになります。)	検査合格後 1ヶ月以内

《注1》計量士の代わりに経済産業省令で定める者を登録する場合について

計量士の代わりに経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者（環境計量士の国家試験に合格し、環境計量講習の受講の申請をした後、いまだ受講すべき時期に至っていない者）を配置する場合には、環境計量士国家試験の合格証書の写し及び環境計量教習受講の申請書の写しを提出してください。

《注2》計量管理者の雇用関係を証明するものについて

事業者の諸事情により常勤による雇用が難しい場合、以下のものを提示してください。

- ・ 週3日以上の出勤が確認できるもの
- ・ 登録事業者との雇用を証明するもの（写し可）
- ・ 計量管理者の本人確認ができるもの
- ・ 計量管理者の住所が事業所所在地から著しく離れている場合、計量管理者の通勤状況を確認できるもの

《注3》住居表示による変更について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第7条に規定する変更に伴う登録証記載事項の変更については、手数料は徴収しません。ただし、住居表示による変更であることが確認できるもの（住居表示実施証明書等）を提出してください。

《注4》複数の届出が必要となる変更事項について

以下の場合、登録申請書記載事項変更届と事業規程変更届の両方を提出してください。

- ・ 氏名又は名称の変更（譲渡、相続、合併、分割によって変更する場合も含む）
- ・ 事業区分の変更（濃度、特定濃度区分中の括弧書き部分の変更に限る）
- ・ 計量管理者（環境計量士等）の変更で、計量管理者の氏名及び登録番号が事業規程本文に含まれる場合

また、複数の事業区分を登録しており、その一部の事業区分を廃止する場合は、事業廃止届と事業規程変更届（必要に応じて登録申請書記載事項変更届も）を提出してください。

《その他》

- ・ 各種申請・届出について、宛名は「東京都計量検定所長」宛てとしてください。また、申請者、届出者の押印は不要です。
- ・ 無料の手続において、同時に複数の区分の記載事項が変更になる場合、変更届を1枚にまとめたものも受け付けております。
- ・ できるだけ届出様式（登録申請書記載事項変更届、事業規程変更届出書など）の中に、具体的な変更内容を記載してください。

申請・届出に関する注意事項

1 申請・届出様式について

申請・届出に必要な様式類は、計量検定所のホームページの「計量関連申請等様式・手数料表(ダウンロード) 環境計量証明事業についての様式」のページからダウンロードできます。

2 来所での申請・届出について

- (1) 来所での申請・届出を希望する場合は、必ず事前のご予約をお願いします。
- (2) 手数料は、都が指定する窓口で納付してください。現金又はクレジットカード、電子マネー、QRコード決済が利用できます。
- (3) 登録証明願(奥書証明)の申請について、枚数が多い場合(20枚以上)は、即日交付できないことがありますので、ご予約時にお申し出ください。
- (4) 登録証の訂正、再交付の手続は、新しい登録証の交付までに一週間程度かかります。新しい登録証の郵送を希望する場合には、簡易書留分の切手を貼った角2サイズの封筒又はレターパックプラスをお持ちください。

3 郵送での申請・届出について

- (1) 手数料が必要な申請(新規登録、登録証の訂正又は再発行、証明書の発行等)は、郵送では受け付けておりません。来所又は電子申請をご利用ください。
- (2) 無料の手続(設備、計量管理者、代表者の変更等)については、郵送でも受け付けています。收受印を押した控えが必要な場合は、返信用切手を貼付した封筒を同封してください。

4 電子申請について

- (1) 申請・届出については、電子申請も可能です。計量検定所のホームページの「計量関連申請等様式・手数料表(ダウンロード) 環境計量証明事業についての様式」のページにあるリンクから申請に進むことができます。
- (2) 電子申請における手数料等の納付方法は、クレジットカード又はPayPayのみになります。また、領収書は発行されません。
- (3) 登録証の訂正を伴う変更の場合、登録証の原本を別途郵送していただく必要があります。また、訂正後の登録証の郵送を希望する場合には、簡易書留分の切手を貼った角2サイズの封筒又はレターパックプラスを同封してください。
- (4) 登録証明願(奥書証明)の電子申請については、手数料等を納付後、交付までに一週間程度かかります。お急ぎの場合は、電話等で事前予約の上、来所により申請してください。

【連絡・申請先】

〒136-0075 東京都江東区新砂三丁目3番41号

東京都計量検定所 検査課 環境計量器検査担当

電話番号：03-5617-6639（内線番号：331）

FAX：03-5617-6634

メール：S1162003@section.metro.tokyo.jp

※メールを送付する際には、件名に「環境」を含めてください。

東京都計量検定所ホームページ

計量関連申請等様式・手数料表（ダウンロード） 環境計量証明事業についての様式

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/keiryoyoshiki/keiryoushoumei.html#kankyou>

環境計量証明事業登録の手引き

令和8年3月発行

編集・発行 東京都計量検定所
検査課 環境計量器検査担当